

近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）

漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治

櫻井良樹

はじめに

- 一、中国における国際協調
- 二、革命の勃発と漢口地方への日本陸軍・海軍の関心
- 三、陸軍部隊の派遣  
出兵に至る国際関係  
陸軍の意図と兵営問題
- 四、中華民国政府による撤退提案と日本の対応  
革命の鎮静化と各国の動向  
ロシアの天津軍撤退提案と漢口駐兵問題  
第一次世界大戦勃発と中支那派遣隊の単独駐屯
- 五、第一次大戦期の支那駐屯軍について  
大戦勃発から対華二ヶ条要求まで  
袁世凱没後の兵力増加  
中国情勢の混乱と駐屯軍
- 六、パリ講和会議とワシントン会議での議論  
中国政府による外兵撤退要請とパリ講和会議  
ワシントン会議開催前の議論  
ワシントン会議における討議
- 七、中支那派遣隊の撤退と支那駐屯軍の減兵  
中支那派遣隊の撤退  
支那駐屯軍撤退提議と減兵の実行

おわりに

〔参考史料〕漢口駐屯軍問題



## はじめに

辛亥革命（一九一一～一九一二年）の過程で、南京に中華民国臨時政府が樹立されたのと同じ一月一日、日本から揚子江中流域にある漢口（現、湖北省武漢市）に日本陸軍の一部隊が駐屯を開始した。中清派遣隊（後に中支那派遣隊と改称）である。これは革命中のイギリスやロシアとの協同動作として居留民保護を名目として実現したものであり、ワシントン会議後の一九二二（大正一一）年七月二日までの約一〇年半にわたって駐屯することになる。

規模は、陸軍歩兵一個大隊（歩兵四個中隊）と司令部が中心で、革命後しばらくは機関銃中隊なども配備されることもあったが、全駐留期間を通じて六五〇人から七〇〇人の規模である。同時期に天津・北京に駐屯していた清国駐屯軍（支那駐屯軍）の編制規模は三個中隊体制（司令官は中将あるいは少将）であるから、それより大きいものであった（もっとも支那駐屯軍は、後述するように一九一六年より一個大隊を関東州より増派されており実態は異なる）。毎年、内地の師団（第一八師団〔久留米〕あるいは第六師団〔熊本〕）の各聯隊より一中隊ずつが選ばれて集成され派遣された。派遣隊司令官は少将あるいは大佐で天皇に直隷した。内地であれば聯隊長が大佐、師団長が中将であるから、聯隊と師団の中間にあたろう。

派遣隊という名称が使用されているように、それは撤退を前提とするものであったという点からは、後の山東出兵などと同じような出兵的な面と、駐留期間が長かったという点からは、清国駐屯軍と同じような駐屯軍的な性格の両面を持たされていた。その点で興味深い存在であるが、これまでの日中外交関係史や軍事史では注目されず、言及されることは少なかった<sup>(1)</sup>。これが日中関係を見ていく上で、貴重なサンプルを示してくれるように思えるようになったのは、清国駐屯軍について調査を進めている過程であった。二つの拙稿「辛亥革命前後における清国駐屯軍」と「辛亥革命時における日本陸軍の北清・満州出兵計画」<sup>(2)</sup>において、中国大陸における「国際協調」の実態を、清国駐屯軍の動向をめぐる列強間交渉を通じて捉えるという作業を行った。その際に、漢口への派遣隊の問題が、それに絡み合っていることがわかったからであった。

この問題を検討する材料として、日本側の史料としては、陸軍については「明治四十四年軍事機密清国革命乱関係書類」および「密大日記」（各年）、海軍については「自明治四十四年至大正三年清国事変書類」、外務省の公刊史料としては『日本外交文書』（各年）お

(1) 支那駐屯軍を含めて、戦前になされた中国の租界研究や権益研究が触れているが、戦後の研究はほとんどない（貴志俊彦他編『天津史文献目録』東京大学東洋文化研究所、一九九八年には駐屯軍関係の史料が列挙されている）。たとえば戦前のものとして、入江啓四郎『中国に於ける外国人の地位』（東京堂、一九三七年）、植田捷雄『支那に於ける租界の研究』（巖松堂書店、一九四一年）などをあげることができる。なお最近の租界研究で注目される大里浩秋・孫安石編『中国における日本租界 重慶・漢口・杭州・上海』（御茶の水書房、二〇〇六年）では軍についてはあまり触れられていない。戸部良一『日本陸軍と中国』（講談社選書メチエ、一九九九年）が支那通の勤務先として少し触れている（六五～六六頁）。

(2) 拙稿「辛亥革命前後における清国駐屯軍 一九〇一～一九一四年」（『東アジア近代史』八号、二〇〇五年）および「辛亥革命時における日本陸軍の北清・満州出兵計画 北京議定書の拘束」（黒沢文貴・斎藤聖二・櫻井良樹編著『国際環境のなかの近代日本』芙蓉書房出版、二〇〇一年）

よび同別巻『清国事変』、未公開のものに「義和団関係北支駐屯軍関係一件」がある<sup>(3)</sup>。また中国側の史料としては、中華民国外交档案が公開されており、その一部分が『中日関係史料』として出版されている。このほか辛亥革命期に限ったが、イギリスの動向については英国外務省文書が、ドイツの動向については『辛亥革命与列強態度』が、フランスの動向については陸軍省文書を訳した『辛亥革命史資料新編』第七巻などが役立つ<sup>(4)</sup>。

本稿では、中清派遣隊の派遣から撤退までを見ることによって、それが中国の国内状況や国際情勢といかなる関係にあり、また日本の外交政策のなかでどのように動いていたのかを明らかにする。またその過程で、支那駐屯軍の第一次大戦勃発以後の動向についても言及したい。

### 一、中国における国際協調

さて一般的に、一九一八年の原敬内閣の成立と第一次世界大戦休戦以後、世界的な「新外交」の潮流に対応して、日本外交は国際協調政策に転じ、ワシントン会議後の一九二〇年代は国際協調および軍縮、中国内政不干涉政策を基調とする時代に入ったとされている。このうち軍縮や中国内政不干涉政策というのは、ワシントン海軍軍縮条約や九ヶ国条約など具体的な形として捉えることができるが、国際協調という語はよく考えてみると曖昧な語句である。上記を三点セットとして捉えた場合には、軍縮や中国内政不干涉に協調してあたるということになるが（したがってワシントン体制には固有の意味づけが与えられるのは正当であるが）、国際協調という態度そのものについては色々な可能性を含んだものである。

それは国際協調が、欧米列強と日本との関係だけで律せられるからではなく、改めて述べるまでもなく、アジア（特に中国大陸）と日本の関係が絡み合っているからである。国際協調に対立する言葉が「亜細亜モンロー主義」であり、「脱亜入欧」路線と「アジア連帯」路線が全く対立する概念と割り切って考えてしまえば問題は簡単だが、実態として多くはどちらも現実の国際情勢（特に日本が取り得るアジア外交の可能性）をふまえての発言であることが多いので、語句にとらわれると実態を誤解することになる（この点で坂野潤治

---

(3) 「明治四十四年軍事機密清国革命乱関係書類」（以下「乱書類」と略す）、「密大日記」（各年）、「自明治四十四年至大正三年清国事変書類」（以下『清国事変書類』と略す）（以上、防衛研究所図書館蔵）。外務省編『清国事変〔辛亥革命〕』（巖南堂書店、一九六一年）、「義和団関係北支駐屯軍関係一件」（外務省記録5・1・4・20、以下『北支駐屯軍関係一件』と略す）。陸軍の「密大日記」などの日記類は、主にアジア歴史資料センターのウェブ・サイトで公開されている画像による。

(4) 利用した中華民国外交档案のファイルは、「撤退京津及漢口日軍案」「撤退駐華外兵案」「撤退駐漢口日軍案」「太平洋会議案（各国駐華兵警調査）」「太平洋会議案（二）B撤退外国軍警」「撤退外兵（撤退日本在華駐兵）」などである（中央研究院近代史研究所档案館のウェブ・サイトで公開されている）。中央研究院近代史研究所編『中日関係史料 一般交渉（上）中華民國元年至五年』（同所、一九八六年）『同 軍事外交交渉 中華民國七年至十五年』（同所、一九九六年）。沈雲龍主編・王光新訳『辛亥革命与列強態度』（近代中国史料叢刊九〇一、一九六六年）はドイツ帝国時代の外交文書集である“Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette 1871-1914”の一部を訳したもの、章開沅他主編『辛亥革命史資料新編』第七巻（湖北人民出版社、二〇〇六年）はフランス外務省および陸軍省文書を訳したもの。

氏の政治的目的と表現のズレを扱った研究が思い起こされる<sup>(5)</sup>。日本外交史において欧米列強に対する協調か自主かの選択は、多くの場合、中国政策に関して判断を迫られた、その時々列強諸国に対する日本の立ち位置の間合いのようなものであったと言ってよい。

国際協調外交の代表とされる幣原外交が英米に追隨する「軟弱外交」であると、「自主外交」を唱える人々から批判されたことを思い起こせば、「軟弱外交」は自立や自主の反対語のように見える。しかし一九二〇年代においても、たとえば一九二七年一月に漢口および九江のイギリス租界が実力で中国に回収された後に、上海租界の接收をおそれたイギリス政府より出兵の提案があったとき、日本政府はそれに同調しなかった。対英協調をしないという判断を下したのであり、その限りにおいて幣原は自主外交を行ったことになる。しかし幣原外交を批判する人々は、このときの幣原の判断を評価しないであろう。軍縮や中国内政不干渉というようなものとセットとしなければ、国際協調という姿勢は、列強との合意を得ようとする外交姿勢、あるいは合意に基づき行動することを意味するに過ぎず、列強諸国の態度如何によりアジア外交において硬軟いずれにも変化し得る。それは帝国主義的・侵略的なものである場合もあるし、極端な場合は中国分割という合意のもとで、各国が勢力圏を設定し棲み分けを図るといった協調主義だってあり得る。ワシントン体制が中国の犠牲の上に立って現状維持を図る列国協調の枠組であったことについては、よく指摘されることである<sup>(6)</sup>。いっぽう自主外交も、幅の広い概念である。列強の動向に遠慮することなく中国権益の拡大を図っていくというのが、そのイメージであるが、反対に積極的に中国に恩義を与えていくことによって優位に立とうという政策だって含まれる。ある意見書は、「干渉と親切とは相酷似す。不干渉と不親切とも亦た相酷似す」と述べている<sup>(7)</sup>。

ずいぶん話がずれてしまったが、列強諸国が北京・天津においていた駐屯軍の動向を通じて国際協調を考えてみようとする過程で漢口派遣隊に行きあたったという話をしてきた。そもそも列強諸国の北清における駐屯軍は、一九〇〇年の北清事変にあたって八ヶ国が共同出兵を行ったことに由来し、翌年の北京最終議定書（辛丑和約）によって駐屯が認められた軍隊であった。日本も共同して出兵に参加し、清国駐屯軍を置くことになった。その後、列強各国は中国に関する問題については北京の公使団会議で、駐屯軍に関する問題については天津の軍司令官会議で相談を行うようになった。すなわち中国問題に関する国際協調体制の枠組ができあがったのである。日本は駐屯軍の削減にあたって、列強の動向を勘案しながらそれを行い、増派（多くは共同して行われた）にあたっては公使団会議・軍司令官会議の決議を経た上で、外務省・閣議の決定を経て行われた。一九三〇年代以後のように軍部の独走はなく、また基本的には国際協調的な行動がとられていた。もちろんそれらは、基本的には帝国主義時代の外交を反映したものであった。

---

<sup>(5)</sup> 坂野潤治『明治・思想の実像』（創文社、一九七七年）。

<sup>(6)</sup> 細谷千博は、日英米と中国の間には支配・従属システムの設定が試みられたとしている（『両大戦間の日本外交』七六頁、岩波書店、一九八八年）。

<sup>(7)</sup> 『国民外交同盟会報告』一九一七年三月二三日（『寺内文書』四四八、35、山本四郎編『寺内正毅内閣関係史料』上巻六二一頁、京都女子大学、一九八五年）。

後に中国に駐在した外交官である芳沢謙吉は、次のように回想を残している<sup>(8)</sup>。

〔義和団事件後……櫻井註〕北京より山海関までの鉄道は各国これを占領し、北京には公使館区域と称する特別区域を設けるなどの取極めが出来た。これが即ち今から〔初版刊行は一九五八年〕二十数年前まで残っていた有名な「北京最終議定書」である。また事変中に出来た各国外交代表者より成る外交団なるものは、他国に類を見ない団体で、中国政府との間に生じた各国共通の問題は凡て外交団会議で討議して決める慣例となり、この団体はその後約三十年間も存続した。私は後に北京で公使を六年二ヶ月勤めたが、殆んど毎年武力に依る政変即ち内乱が起り、排日運動も到る所で行われたが、これらは凡て外交団会議で処理したのである。

義和団事件後に出来あがった列強諸国の外交団による中国問題処理体制が、一九三〇年代まで継続していたというのである。つまり中国問題に関する国際協調というのは、一九二〇年代になって成立したわけではなく、北京最終議定書による国際協調の枠組<sup>(9)</sup>はワシントン体制に引きつがれているということである。いずれにせよ北京最終議定書（辛丑和約）は、列強の中国大陸、特に北清地方での行動を相互に規制する側面をもった国際協定であり、条約を逸脱する行動は余程のことがない限り行えるものではなかった。

一九一五（大正四）年に対華二ヶ条要求交渉をめぐる日中間の交渉が行き詰まった時に、「武力的示威」をして交渉の進展を図ろうとする動きがあった。その時に満州・青島に交代兵を送るほかに、支那駐屯軍の兵力増加（当時の駐屯兵力は三個中隊で五〇〇人程度）が考慮されていたが、その数は「条約面以内（二千六百人以内）」であった<sup>(10)</sup>。これは北京最終議定書の定める日本の兵力数であり、その規定が意識されていたわけである。

ただし北京最終議定書にもとづく列国協調体制が、北清事変後、直ちに確立したわけではない。別の論文<sup>(11)</sup>で検討したように、それは北清事変の次に起こった中国の混乱（＝辛亥革命）に際して、列強の行動が北京最終議定書の枠組に拘束されているということが再確認された時に固められた（日露戦後の時期にかなり緩んでしまった時期があった）というように、慣行の積み重ねによって徐々に形成されたものである。

またもう一つ重要なことは、北京最終議定書は中国の関内部分（山海関以西）に関することについてのみ規定していたが、露清間で一九〇二年四月八日に結ばれた撤兵条約は、交渉過程で日本・イギリス・アメリカなどが注文をつけ、曖昧さを残しつつも北清の問題と連関して扱われたことにより、北京最終議定書の枠組が条約文の範囲を超えて満州地域の問題にも及び可能性を示していたことである。日露戦争は、日本・イギリス・アメリカがロシアの満州における撤兵不履行という行動を、ロシアが中国に関する国際協調の枠組を逸脱する行為とみなしたことによって生じた側面も持つ。

<sup>(8)</sup> 芳沢謙吉『外交六十年』二九頁（中公文庫、一九九〇年）。

<sup>(9)</sup> 小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』二六〇頁（同会、一九五七年）。

<sup>(10)</sup> 一九一五年三月八日付寺内正毅宛明石元二郎書簡（「寺内正毅関係文書」六 50、国会図書館憲政資料室蔵）。引用文は、カタカナはひらがなに改め、適宜句読点を付した（以下同じ）。

<sup>(11)</sup> 拙稿「辛亥革命時における日本陸軍の北清・満州出兵計画」。

日露戦争後、日本はロシアより関東州租借権と南満州鉄道経営権を中心とする南満州権益を継承する。それにともない日本は、以前ロシアが行っていたことを根拠に関外（山海関以東）鉄道に関する独自の保全権を主張するなど、南満州との特殊な関係を強調するようになっていく。それは例えば第二次日露協商（一九〇七年）において、日露両国が満州を二分して北満州をロシアの、南満州を日本の「特殊利益」地域として設定し、それを侵害する第三国がある場合には共同して防御するという秘密協定を結んだことなどに表れている。この「特殊利益」の主張は、ロシアに対してこそ協調であるが、北京最終議定書の枠組（列国協調の枠組）からの逸脱への動きであった。

もっとも日露戦後の時期においては、中国の本部において日本で列国協調を逸脱するような主張が主流になることはなかったが、辛亥革命の勃発後は、中国の本部においても日本が特別のかかわりを持つべきだという考え方を強くした。それが日中の特殊関係を重視する日中提携論や「亜細亜モンロー主義」の主張であり、これこそがこの時期における国際協調主義の反対語であった。

再び話が漢口派遣隊から逸れてしまった。本稿は漢口派遣隊を通じて国際協調の実態を確認することを目的とするものであった。上で言及した清国駐屯軍と異なり、中支那派遣隊は居留民保護を理由として送られたもので、条約上の根拠を有するものでもなかった。したがって北京最終議定書の枠組とは無関係と見ることもできるが、逆に条約上の根拠がなかったから、中国政府に問題視され、国際道義上の観点から国際社会に向けて不法性が訴えられたり、中国に関する事柄の一つであったが故に支那駐屯軍と同様に列強間の相互作用を受ける可能性があった。

## 二、革命の勃発と漢口地方への日本陸軍・海軍の関心

漢口は辛亥革命の勃発地点であったために、中国にとっても列強諸国にとっても重要な意味を持つことになった。漢口に関する日本との関わりは、それ以前からあり、それはしだいに深くなりつつあった。日清戦争以前には荒尾精と漢口楽善堂の活動があり<sup>(12)</sup>、初めて日本の領事が任命されたのは一八八五（明治一八）年一二月のことであった。しかし一八九一年には閉鎖、それが再開されたのは日清戦争の勝利後の一八九八（明治三一）年であった。これは日本との関係の深まりを反映したもので、日本の定期船が長江を航行するようになったことや日本の専管租界が設けられることになったことが大きい。日本は、一八九六年の日清通商航海条約で長江の宜昌から重慶に至る航路の航行権を獲得、一八九八年には大阪商船が上海・漢口線を開設、翌年には宜昌まで延長された<sup>(13)</sup>。また漢口日本専管租界は、一八九八年の取極書締結で設置された。ただし一九〇七年に租界の拡張取極書が締結され、一九〇九年六月に租界落成式が行われた頃から本格的に繁栄を始めた。

日清戦前の漢口における荒尾精の活動は、参謀本部の諜報活動の一端であった。日清戦

(12) 大里浩秋「漢口楽善堂の歴史(上)」(『人文研究(神奈川大学)』一五五号、二〇〇五年)。

(13) 片山邦雄「明治期日本海運と長江」(『経済論叢』一五五巻一号、一九九五年)。

後になると参謀本部の活動は活発化する。参謀本部の川上操六は、華中・華南に参謀将校を派遣し、張之洞（湖広総督）や劉坤一（両江総督）等と接触させた。その中に神尾光臣や宇都宮太郎がいた。宇都宮は張と面会して日本人軍事顧問の雇用や、湖北省留学生の日本陸軍への派遣で合意し、黎元洪、張彪らを伴い帰国した<sup>(14)</sup>。この時代から漢口は、陸軍にとって重視される地点となった。

大里氏の研究によると、一九一〇年の漢口における日本人数は一二二九人、手元にある資料によると一九一四（大正三）年の外国人数は、日本人が一三八〇人、英国人が四〇〇人以下、その他の各国民と合わせて二〇〇〇人以内と、日本人の数は突出していた<sup>(15)</sup>。

さらに日本にとって漢口の下流に大冶鉄山が存在していたことが重要であった。大冶から産出される鉄鉱石は官営八幡製鉄所（一八九六年設立）に供給され、その安定的確保のために漢冶萍公司の日清合併化を行うことが海軍の強い要望であった。これは辛亥革命時にも一度は仮契約まで進み、対華二ヶ条要求にも加えられた。

革命が始まったばかりの段階で立てられた参謀本部の「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」と題する文書には、中国大陸全体（長江方面、北清方面、廈門および南清方面）にわたる用兵計画が載せられている<sup>(16)</sup>。そのうち最初に記されていたのが長江方面での対応であり、「要するとき先づ微弱の一隊を派遣し終に混成旅団に及ぶ」と記されており、これはイギリスと「歩調を齊ふし」て行うものとされていた。また戦局が武昌付近に限られる場合には、「列国の関係、海軍の情況上、陸兵の援助を要するときは本計画の兵力より所要の者を之に派遣す」と、混乱が広範囲に及ばない場合でも、陸軍の派遣があり得ることを記していた。そして一〇月一四日には、早くも南京へ古川岩太郎中佐が、漢口へ高橋小藤治大尉が急派され、情報収集と、特に高橋には「漢口附近に派兵の場合を顧慮し揚子江水運」に関する調査を命じている<sup>(17)</sup>。このように陸軍は、早い段階から漢口への派兵を視野に入れて動いていた。

いっぽう海軍では、揚子江流域の警備を担当していた第三艦隊の隅田が革命勃発直前（一〇月八日）から四川暴動への対応で漢口に碇泊していた。革命が勃発すると列国は居留地防禦に不安を抱き、一一日夜に領事団会議を開き、義勇隊を組織して警戒にあたった。一二日に旗艦対馬が到着して川島令次郎第三艦隊司令長官が租界防衛に関する指揮権を与えられると、各国の義勇隊に加えて海軍陸戦隊を上陸させて租界防衛の任に当たることとし、日本は対馬より七五人・野砲一門・機砲一門を上陸させて居留民保護にあたった。同様に漢口に碇泊する各国軍艦からも、アメリカが水兵五〇人・野砲一門、イギリスが四〇人・機砲一門、ドイツが一五人を上陸させた<sup>(18)</sup>。

<sup>(14)</sup> 孔祥吉「義和団時代の張之洞の帝王志向」(『中国研究月報』六一巻六号一三頁、二〇〇七年)

<sup>(15)</sup> 大里他、前掲書八一頁。日清汽船株式会社『漢口事情 大正三年十二月再版』二八頁(同社、一九一四年)

<sup>(16)</sup> 参謀本部「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」一九一一年一〇月頃と推定(「監軍設置・対清陸軍方針等綴」文庫・宮崎 44、防衛研究所図書館蔵)

<sup>(17)</sup> 稲葉正夫「辛亥革命関係資料」(一)(『軍事史学』一号九二頁、一九六五年)

<sup>(18)</sup> 「清国事変日記」一九一一年一〇月一二日(第三艦隊司令部「明治四十四年十月分清国事変日誌」『清



その上で川島司令官は、この事件は相当に長引く見込みだとして、陸戦隊員約一〇〇人の増遣を本省に要請した<sup>(19)</sup>。これに対して本省は陸戦隊員二〇〇人を載せて龍田を大連より回航すると応じている(その後、兵数は増加し、日本の場合は最大で二〇〇人前後まで増えたようである)。また海軍省は、居留民が「絶対の場合に至る迄海軍保護の許に業務を繋かしむるを後日のため得策とす」という、絶対的な危機がない限り海軍が警備を担当するという決定を伝えた<sup>(20)</sup>。「後日のため得策」というのは、その後のやり取りから、陸軍兵力の投入によって起こる様々なことを懸念して、それを牽制する意味を持つものであった。なおこの決定には、大冶についても言及があり、それは「大冶は、暴動同地に波及するに至らば、国家護衛権の名より保護し得べき理由あり、其時機に至り要すれば居留民保護の範囲内に於て該地に於ける帝国の特別の利権の保護に努むべし」という、積極的に利権保護を命ずるものであった。

### 三、陸軍部隊の派遣

#### 出兵に至る国際関係

官軍両軍の戦闘が熾烈になった一月中旬になると、漢口の商業会議所は「現在の兵力にては居留地の安全を期し難し」として、軍隊の派遣をそれぞれ本国に請求するよう領事団に要求した。領事団から相談を受けた川島司令官は、前任将校として各国艦隊を代表する立場にあったため、各艦長を集めて会議を開き、現在の兵力で居留地防衛の任務を行えるので「軍隊の増援を乞ふは無用」という意見を満場一致でまとめて商業会議所に回答した<sup>(21)</sup>。

ところがイギリスの考えは異なっていたようである。イギリス外務省文書を見ると、イギリスで漢口への陸兵(海兵隊)派遣が検討され始めたのは一月中旬のことであり、海軍の要請によるものであった。それに対して最初ジョルダン公使は、対列強関係の観点からイギリスが突出することを懸念し反対していた<sup>(22)</sup>。しかし一月下旬の情勢悪化を受けて、ロシアがウラジオストックより一個中隊二〇〇人の派兵を行った<sup>(23)</sup>ことにより、海軍の意見に同意したのである。香港から一〇〇名の歩兵と砲二門を派遣することが日本に伝えられたのは一二月二日のことであった<sup>(24)</sup>。またフランスも陸兵の派遣を検討を始

---

国事変書類』巻二八)。

(19)一九一一年一〇月一三日付斎藤海相宛電報(同前)。一九一一年一〇月一四日付財部彪海軍次官宛川島司令官宛電報(同前)に「陸上に大なる兵力を要す」と述べられているのは、陸軍兵ではなく陸戦隊と理解できる。

(20)一九一一年一〇月一八日付斎藤海相宛電報(同前)。『清国事変』(四八頁)では「絶対の場合に至るまで〔居留民は〕踏留るを有利と認むる少数たりとも我海軍保護の下に業務を繋かしむるを後日の為得策とす」と少し文字は異なる。

(21)一九一一年一〇月一八日付斎藤海相宛電報(第三艦隊司令部「明治四十四年十一月分清国事変日誌」『清国事変書類』巻二八)。

(22)一月二〇日付グレイ宛ジョルダン(F0405/205 No. 332[46375])。FOはイギリス外務省文書(National Archives蔵)。

(23)一月三〇日付グレイ宛ジョルダン(F0405/205 No. 396[47957])。

(24)一二月二日付マクドナルド宛グレイ(F0405/205 No. 417[48256])。一九一一年一二月四日付財部海

めた（これは取りやめとなった）。この報を受けて川島司令官は「英仏露の陸軍派遣は我国の出兵説を促すに至る」だろうが、「我海軍力は千代田の来着に依て各国兵力に匹敵するか故に対清政策上此際陸兵派遣」には反対だと本省に伝えた（<sup>25</sup>）。

日本政府において、陸軍部隊の派兵に関する最初の閣議決定がなされたのは一二月八日のことであった。この日の閣議では、イギリスと「今少し進んで提携して清国現情に立入り平和の解決をなさしむること」が議論され、官革の休戦条約締結に關与するよう指示された（<sup>26</sup>）。この点で陸兵の出兵は、中国の官革両軍に圧力をかけようという意味を持っていたように感じられる。

陸軍側は、宇都宮太郎が一二月八日の閣議に關して、「余等は先日来英露の出兵せる此際之を利用して我兵を入れ置くは益有て損無きことを主張し、其兵力は先づ二中隊位を可とする旨付言せり」（<sup>27</sup>）と日記に記しているように乗り気であった。そして一二月一日の閣議で、海軍の陸戦隊に代えて約五〇〇名（二個中隊）を本国から送るという決定がなされたのである。

この時の陸軍出兵には、三つの理由があった。一つは海軍の川島司令官が、陸軍派兵は列国に日本の野心や誠意を疑われる原因になるからと反対した電報で述べている「列国との勢力均衡上」を考慮したことによるものである（<sup>28</sup>）。残りの二つは海軍側の事情によるもので、一つは陸戦隊の上陸が軍艦「移動の自由を制限」していることから生じた問題である。一二月月中旬から上海において官革両軍の講和会議が開始されたことに伴い、旗艦を漢口から上海に移動させる必要性が生じ、陸上兵員を引き揚げねばならなかったのである。もう一つは、長江の冬期減水にともない大型艦の碇泊が難しくなるおそれがあったからである（<sup>29</sup>）。したがって海軍省も、陸兵との交代に反対はしなかった。

中清派遣隊派遣は一二月二日に裁可され、久留米の第一八師団で編成され、二六日門司より乗船、二八日上海着、明けて一月一日に漢口に上陸した。これにともなって三日に陸戦隊（一一〇人）は撤退した（<sup>30</sup>）。この時に送られた陸軍兵力は、歩兵大隊本部（三六人）に二個中隊（五七五人）、機関銃中隊一個（六挺、一〇一人）、患者収容班一四人で合計七二六人であった（<sup>31</sup>）。二個中隊という割には大きく、実際には一個大隊規模なのであ

---

軍次官発電（第三艦隊司令部「明治四十四年十二月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八）

（<sup>25</sup>）一九一一年一二月八日付齋藤海相宛発電（同前）。フランスの陸兵派遣は、取りやめとなった。

（<sup>26</sup>）「原敬日記」一九一一年一二月八日の条（『原敬日記』第三巻一九二頁）。「官革両軍休戦等ノ商議ニ与カル件ニ付再七川島司令官ヘ電報ス」（一九一一年一二月八日付加藤中佐宛海軍次官電報『清国事变書類』巻一）

（<sup>27</sup>）宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記1』五〇六頁（岩波書店、二〇〇七年）

（<sup>28</sup>）一九一一年一二月二日齋藤海相宛発電（第三艦隊司令部「明治四十四年十二月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八）

（<sup>29</sup>）一九一一年一二月二日付山座円次郎宛内田外相電報（『清国事变』六六頁）

（<sup>30</sup>）「清国事变日記」一九一二年一月三日（第三艦隊司令部「明治四十五年一月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八ノ二）

（<sup>31</sup>）「中清派遣隊人馬一覧表」一九一一年一二月二三日（「乱書類」二三号）

るが、これは外交の関係上から「実力に比し名を小にする編制」にしたからだという<sup>(32)</sup>。そして、この時に「漢口日本租界地陸上警備服務規程」が作成され、これにしたがって警備が行われた<sup>(33)</sup>。

当時（一二月から三月）漢口に派遣された他国の兵力は、まず陸兵については、ロシアが士官五人・下士卒二七〇人・機砲五門、イギリスが士官一〇人・下士卒一五二人・砲二門、海兵はドイツが士官一人・下士卒五〇人、イタリアが士官一人・下士卒三七人であった<sup>(34)</sup>。

一月九日、川島司令官は長い間停泊していた漢口を離れることになった。陸兵が駐屯を始めた漢口の状況は、川島の観察では、皮肉にも「四圍の状況甚だ静謐」であった<sup>(35)</sup>。

### 陸軍の意図と兵營問題

さてここでは陸軍部隊が中国内陸部に駐屯した意味と、それによって生じた問題を扱う。

第三艦隊司令長官川島令次郎が陸軍部隊派遣に反対した文章は、この問題を考える上で興味深い。川島は、イギリスやロシアの出兵に日本が追随することは、アメリカやドイツの出兵を促し「漢口を第二の北京天津たらしむる」こととなり「撤兵問題、指揮権問題等、徒らに錯雑なる諸問題を惹起する」、「我に野心ありとの疑念を抱かしむるに至り、延て我國の対清政策上尤も忌むべき結果を作るものなり」<sup>(36)</sup>と反対している。

これは陸軍を牽制しようとした意味もあるが、出兵が列強間競争の激化につながることで、列強との関係を複雑にする可能性を懸念したものである。またいっぽうではイギリス・ロシアがすぐに撤兵すると予測していた。これは日本のみが突出する形になって残されることへの危惧であった。さらに危険が去ったのにもかかわらず出兵することは、日本の野心を疑わさせるおそれがあると述べていた。いずれも川島は国際協調が崩壊することを懸念していたのであり、陸軍部隊の派遣は列強協調を崩壊させる危険性をもったものと認識していたのである。また川島は陸軍が漢口居留地内に無線電信所を建設することに反対した文章の中で、「或る一国にして清国の主権を軽んする如き行為を敢てするものあるときは、各国競つて自国の利益を獲得せんとするの端緒を開き遂に其の止まざる所を知らざるに至る」と述べていた<sup>(37)</sup>。

では陸軍が中清派遣隊を送った意図は、いかなるものであったのだろうか。先遣役として派遣されてきた香椎浩平などに会った後、川島はその談話により「今回の計画は意外に

<sup>(32)</sup> 「大臣ヨリ参謀総長へ通牒案」一九一一年一二月九日（同前）。

<sup>(33)</sup> 「漢口日本租界地陸上警備服務規程」一九一二年一月五日（『清国事变書類』巻五六）。

<sup>(34)</sup> 一九一二年三月一〇日付漢口千代田艦長報告（第三艦隊司令部「明治四十五年三月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八ノ二）。

<sup>(35)</sup> 一九一二年一月八日付斎藤海相宛発電（第三艦隊司令部「明治四十五年一月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八ノ二）。

<sup>(36)</sup> 註（28）に同じ。

<sup>(37)</sup> 一九一一年一月二日付財部海軍次官宛発電（第三艦隊司令部「明治四十四年十一月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八） 一月八日付財部海軍次官より加藤中佐經由着電（同前）。

大袈沙にして単に海軍陸戦隊に代らしめらるゝ必要的のものにあらさること」を承知したと報じている<sup>(38)</sup>。それが具体的には何なのかは明示されていないが、香椎に与えられた訓令中には「長時日に渉る軍隊の駐留を顧慮」し宿営地を選定・建築することが記されていた<sup>(39)</sup>。また一九一三年九月交代時の書類に、「支那の現況は派遣部隊を撤するの時機予測し難きを以て、数年に亘り適用し得る如く」編成要領を定めたことが記されている<sup>(40)</sup>。ここからは派遣当初から、かなり長期にわたる駐屯を想定していたこと、つまり日本陸軍の対中政策展開（それは日本の影響力を扶植するということでもある）の足がかりとするという意味をもっていたことが容易に推測できる。特に諜報活動の拠点としての重要性があった。

ここから漢口駐屯軍の問題性が生じる。条約上の根拠がなく、居留民保護を理由として派遣された軍隊が長く留まることより生じる問題であり、川島が懸念したことの現実化であった。それが最もよく表れているのが兵営問題であった。

一九一二年秋、イギリスの撤兵（一〇月一日）がなされていく時期に、中清派遣隊は、居留地外に兵営の建築を始め、また無線電信所の設置を計画し始めた。原敬は、「上原陸相より漢口に兵営を建築せんとて六十万円斗り費用を要求せり、無益の事にして且つ対支問題にも影響すべしと考へ余は其再考を促せり」<sup>(41)</sup>と反対したのだが、これが実行されることになったのである。陸軍は一〇月頃に租界外に兵舎新築用地を購入した。これは国際法的に問題であり、列強諸国の反発を受ける恐れがあった。当時漢口に碇泊していた名和又八郎第二艦隊司令長官も、「此挙一たひ外界の知る所とならば列国の抗議必らず紛然として起らん」<sup>(42)</sup>と述べて陸軍の行動を批判した（もっとも海軍省には異論はなく、承知したことだと名和に伝えている<sup>(43)</sup>）。

中国側も、問題提起がなされた。一九一二年十一月湖北外交司長の胡朝宗は、兵営問題について説明を求め、租界外行動を撤去するよう交渉を行った<sup>(44)</sup>。しかし陸軍は一九一三年一月に本格的な建築を始めたのである<sup>(45)</sup>（図1は兵営写真絵葉書）。

当時の漢口総領事を務めていた芳沢謙吉は、次のように回顧している<sup>(46)</sup>。

そのころ漢口の日本専管居留地の隣地に、前年の第一革命の際、日本陸軍は兵舎を建造した。これは支那に革命が起って世情混沌としている際、日本陸軍としては揚子江上流に於ける日本居留民保護のためにやった仕事であるが、同時に国威発揚の意味もあった

(38) 一九一一年一月二日付斎藤海相宛発電（第三艦隊司令部「明治四十四年十二月分清国事变日誌」『清国事变書類』巻二八）。

(39) 「香椎歩兵大尉ニ与フル訓令」一九一一年一月九日（『乱書類』二三号）。

(40) 「北支那派遣歩兵大隊及中支那派遣隊編成交代要領制定ノ件」（『密大日記 大正三年 四冊の内一』C03022348200）。

(41) 「原敬日記」一九一二年九月六日の条（『原敬日記』第三巻二五一頁）。

(42) 「漢口陸軍兵営建築及漢口上海無線電信所建設計画ニ関スル意見」一九一二年一〇月二四日付斎藤海相宛名和又八郎第二艦隊司令長官電報（『清国事变書類』巻二）。

(43) 「清国事变日記」一九一二年一〇月五日海軍次官発電（『清国事变書類』巻二八ノ三）。

(44) 一九一二年十一月三日内田外相宛芳沢総領事電（『清国事变書類』巻四）。

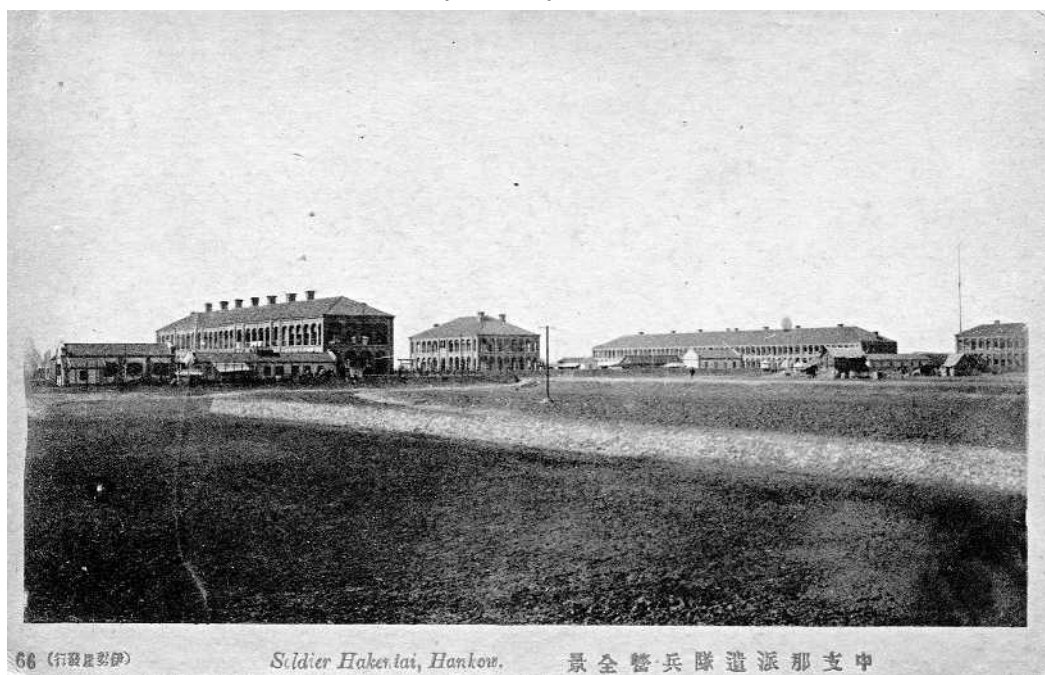
(45) この問題の経過は「商撤漢口日兵案説帖」（『撤退京津及漢口日軍案』03-33-055-03-001）。

(46) 芳沢前掲書、六〇頁。

ろうと思われる。しかし揚子江の上流にしかも居留地外に日本の兵営を建築するという事は、中国の主権を侵害するものであるとして、支那地方官憲及び新聞界では喧々囂々としてこれを非難した。同年秋ロンドンから帰って来た山座大使館参事官も、わざわざこの兵営を見に来たし、また翌大正二年には揚子江視察に来た加藤大使もこれを見た。こうした経緯で日本の陸軍も結局兵営撤回の議を決し、当時の金で何十万円も使ってこれを取り壊した。私の漢口総領事時代、漢口に西村少尉事件というものがあつたし、北支には昌黎事件、また南京には南京事件があつた。そんな事件が続出したが皆地方的に解決した。

この回想の「兵営撤回の議を決し、当時の金で何十万円も使ってこれを取り壊した」というところは記憶違いで、当時（一九一三年）のことではなく、派遣隊の撤退後のことである。しかし兵営問題をめぐる問題性を的確に指摘している。

図1 中支那派遣隊兵営全景（筆者蔵）

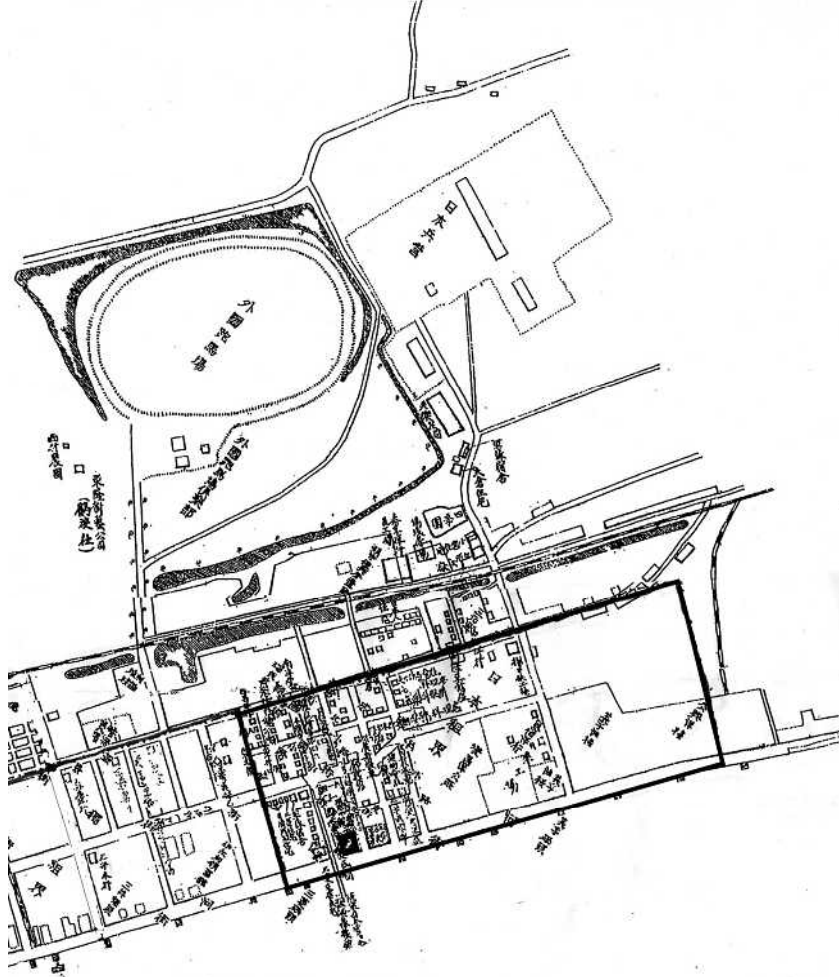


この回想録に出てくる西村少尉事件も、兵営問題に関係している。これは漢口事件と呼ばれるもので、一九一三年八月一日に起こったものである。七月に勃発した第二革命に際して、日本軍将校の西村彦馬らが軍事偵察中に袁世凱軍に捕まった事件である。中国人兵士に監禁・凌辱され、日本の威信にかかわるものだとして大事になった。陸軍は八月三〇日に解決方針を決定し外務省に通知した。その条件の中に、漢口兵営敷地とそこに至る道路を居留地に編入すること、軍用無線電信所の設置要求が入っていたのである。さすがに閣議ではこの部分が削除され、陳謝と責任者処分を要求するにとどめた。それを九月一日に中華民国政府が受け入れ収まった<sup>(47)</sup>。陸軍は、租界地域の拡大によって問題の解

(47) 栗原健『対満蒙政策史の一面』一〇三～一〇六頁（原書房、一九六六年）佐藤三郎「中華民国第二革命時に起つた袁州・漢口・南京の日中紛争三事件について」(『山形大学紀要(人文科学)』六巻三号、一

消を策していたのである（図2参照）。

図2 漢口日本租界近辺（黒線内が日本租界）（1921年頃）



（「密大日記 大正10年 6冊の内6」C03022574200を修正）

なお海軍側の陸兵派遣に対する反対は、派兵そのものへの反対というより、陸軍への警戒という面が強かった。それは、同じ揚子江流域の大冶地方への海軍のこだわりよりわかる。革命勃発直後から海軍は、「大冶は我国との関係最も深きを以て、要すれば兵力を以て之を保護し事実上の占領を為すを可とす」<sup>(48)</sup> という方針を立てていた。そして漢口から撤退した陸戦隊の一部が、一九一二年一月一六日に大冶に派遣されることを命じられ、しばらく艦上に待機したのち、二月五日に揚陸され陸上警備につくことになった。その目的は、表向きは治安維持と居留民保護ならびに日本の利権擁護にあったが、軍務局長が「此際我實力を陸上に樹立することは、一は目下進行中なる漢冶萍日清合弁問題に対しても帝国の決心の一部を外国に示す上に於て与つて力あるべく、二には揚子江筋に於ける帝国の利権獲得に一歩を進むるものなりと認められ」<sup>(49)</sup> と述べているように、海軍側も自ら

九六八年、後に『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年に所収）

<sup>(48)</sup> 「時局策第一」一九一一年一〇月一四日（『清国事変書類』巻五六）

<sup>(49)</sup> 一九一二年一月二〇日付栃内曾次郎軍務局長発電（第三艦隊司令部「明治四十五年一月分清国事変日誌」『清国事変書類』巻二八ノ二）なお大冶から陸戦隊が撤退するのは一九一三年四月六日のことである。

の利害にかかわる権益の拡大と、日本の利権拡大については進めていく姿勢であったことから想像できる。

#### 四、中華民国政府による撤退提案と日本の対応

##### 革命の鎮静化と各国の動向

一九一二年三月に袁世凱が臨時大總統に就任して革命動乱が鎮静化すると、漢口については、まずイギリスが五月一三日までに五〇人を減兵し、残りの一〇〇人も一〇月一二日までに引き揚げ完全撤退した<sup>(50)</sup>。

日本は、七月に中清派遣隊の小行李（積載品を除く）、従卒馬卒の輜重輸卒、歩兵隊附蹄鉄工長（乗馬共）、歩兵機関銃隊弾薬小隊（予備銃手及積載品を除く）、患者収容班附輜重輸卒を内地に帰還させた<sup>(51)</sup>が、根幹となる歩兵兵力については一九一二年一月の交代にあたって、一九一三年九月の交代にあたっても変更なく、第一八師団より一個大隊（四個中隊）が送られた<sup>(52)</sup>。機関銃中隊の派遣は、一九一五年まで継続したようである。

いっぽうドイツおよびロシア勢力にも変化はなかった。このころドイツの日本駐在大使は、漢口に六五〇人、京津間に一二〇〇人の兵力を有する日本が、第二革命の混乱に際して武力行動に出ることを危惧していた<sup>(53)</sup>。

一九一三年九月末における各国の漢口における兵力は、ドイツが将校二人・下士以下五〇人・機関銃二挺、ロシアが将校五人、下士以下二七二人、機関銃二挺、それにイタリアが下士以下一三人であった<sup>(54)</sup>。いっぽう北京・天津については、表1の通りである。

##### ロシアの天津軍撤退提案と漢口駐兵問題

さて日本は、一九一四年七月に支那駐屯軍の大幅な減兵を行い、革命以前の三個中隊体制に戻す。この減兵の経緯は既に別稿で述べたので簡単に記すが、前年（一九一三年）一二月のロシアによる撤兵提案をきっかけとし、それに各国が追随したことによる。ロシアの提案は、革命後の華北情勢の静穏化を理由とするものであった。

この時に漢口の駐留部隊の取り扱いも問題となった。ロシアが中国政府に撤兵意志を表明すると、中国は自国に駐留する外国軍の将来における撤退と、今後故なく増派しないよう要求することが必要なこと、それに備えて動向を調べておくべきこと<sup>(55)</sup>を命じ、一月二四日には日本に対しても駐屯軍の撤退を要請した。これに対して水野幸吉参事官は、

(50) 「清国事変日記」一九一二年五月一三日・一〇月一二日（『清国事変書類』巻二八ノ二、巻二八ノ三）。

(51) 「陸軍参謀本部報告七」（『清国事変書類』巻五三）。

(52) 「清国派遣部隊ノ交代ニ就テ」（『北支駐屯軍關係一件』第一冊）、「支那駐屯軍歩兵隊及北、中支那派遣歩兵大隊交代ノ件」・「北支那派遣歩兵大隊及中支那派遣隊編成交代要領制定ノ件」（『密大日記 大正三年 四冊の内一』C03022348300・C03022348200）。

(53) 一九一三年八月二二日付徳国外務秘書 Jagow 致徳国駐英代弁 Kühlmann（『辛亥革命と列強態度』七六～七七頁）。

(54) 「支那駐屯列國軍兵力表」一九一三年九月三〇日調（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。

(55) 一九一三年一月二九日陸軍部宛外交部総長（「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-003）。

現在の兵力を革命以前の状態に戻すことと全部撤退することの間には大きな差異のあることを指摘（一二月二七日）<sup>(56)</sup>し、中国政府は革命後増加した部隊の撤退と「漢口駐屯軍は革命以後派遣されたるに付、之亦撤退せられたき旨」を申し入れた<sup>(57)</sup>。

この時の中国政府の狙いは、条約上完全に撤退させることが難しい華北の駐屯軍よりも、むしろ漢口からの撤兵にあったようである。中国政府は、列強諸国が北清事変後の一九〇二年に上海より撤兵した際に、今後中国は他国に揚子江一帯に政治的権利・兵政海政的権利および他の特別利益を与えてはならないという約束をさせようとしたことを根拠に交渉するよう考えていたようである<sup>(58)</sup>（この約束はドイツが要求したものであったが、長江筋を利益圏と考えていたイギリスの反対で成立しなかった<sup>(59)</sup>）。外交部総長は、漢口は我が国の腹にあたる地だから外国兵を駐在させてはならない、主権回復の最大の障害となるから撤退を要求すべきである<sup>(60)</sup>と、北京・天津からの撤退に同情的な態度を示したロシア・ドイツに対して漢口からの撤退についても商議するよう伝えている<sup>(61)</sup>。

これに対してロシアは、漢口は「未だ静謐に帰せりと認めざるを以て〔中略〕未だ撤退の時機に非らず」と拒否し<sup>(62)</sup>、反対にドイツは同意を表した<sup>(63)</sup>。この時期イギリスは、華北に駐屯している鉄道守備兵を撤廃することは差し支えないという態度を示していた。日本は、以上のような各国の対応の中で、漢口からの撤兵を斥け、イギリスと同様に北京・天津からの減兵を選択することになった（イギリスは四月に八〇〇人を減兵した）。

日本がこの時に漢口にこだわった理由は、参謀本部が二月下旬にまとめた「支那駐屯軍撤兵ニ関スル意見」から知ることができる<sup>(64)</sup>。そこでは、イギリスやロシアとの協調行動であるという経過を示した上で、次のように述べている。

- 一、〔中略〕若し国際関係上已を得ずんは北支那駐屯軍は之を減するも、中支那軍隊は必ず現状を維持せしめざるへからず、蓋し長江一帯、就中、武漢地方は今後尚依然として支那動乱の発源地たらんとするものにして、危険の程度は寧ろ北支那地方に比し遙に重大なるものあればなり
- 二、又帝国の地理的關係に鑑むるに我国威を發揚し在留民を保護するに於て北支那駐屯軍を減兵するも、滿州駐屯軍の存在する限り敢て大なる影響を感せざるか如しと雖、

<sup>(56)</sup> 一九一三年一二月二七日牧野外相宛山座公使電（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。一二月二五日収駐日馬代弁電（『中日關係史料 一般交渉（上）』四七二頁、一二月二八日曹次長會晤水野參贊問答（同、四七四～四七五頁）。

<sup>(57)</sup> 一九一四年一月一日付牧野外相宛山座公使電報（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。

<sup>(58)</sup> 「本科説帖一件」一九一三年一月二五日（「撤退駐漢口日軍案」03-33-055-01-001）。

<sup>(59)</sup> 一九〇二年一二月一三日小村外相宛林英國公使書簡（「義和團事變關係在支帝國駐屯軍關係一件（上海之部）」外務省記録5・1・4・19）。

<sup>(60)</sup> 一九一三年一月二七日黎元洪副總統宛外交部總長函（「撤退駐漢口日軍案」03-33-055-01-002）。

<sup>(61)</sup> 一九一三年一二月三日駐ドイツ顏公使・駐ロシア劉公使宛外交部總長電（「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-014）。

<sup>(62)</sup> 「支那駐屯軍撤廢ニ関スル件（大正三年二月十日調）」（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。

<sup>(63)</sup> 一九一四年一月一五日付牧野宛杉村大使電報（同前、第二冊）。

<sup>(64)</sup> 参謀本部「支那駐屯軍撤兵ニ関スル意見」（同前、第二冊）。この文書の表紙には「大正三年一月」と「大正三年二月廿六日大島参謀次長持参」という二つの書き込みがあるが、内容から判断してこれは二月下旬のものである。



交通航程の著しく延長せる中支那派遣隊に至りては、一旦之を撤去せんか、火急の形勢に應じ再び機を失することなく軍隊輸送を実施して、支那の中枢に位し経済の要機を備へたる武漢在留邦人保護の責務を全ふし得べきや否や固より保証すへからざるなり

三、〔中略〕漢口駐屯軍の派遣は恰も長江流域の支那商民に帝国陸軍の威武を示すに絶好の機会を与へたるものにして、〔中略〕此地歩は一旦之を放棄すればは国際関係等の事情に依り容易に之を再び獲得すへからさることも深く考慮し置かざるへからず

武漢の地理的な位置や日本の力を示す上から、ぜひとも駐屯を継続する必要があるというのである。前年の秋には第二革命の南北衝突の余波による南京・漢口・袁州事件があったばかりであり、華中地域の方が危険の程度が高いという認識は、あながち誤っているとは言えない。日本政府は三月二六日の閣議で支那駐屯軍の減兵を決定し<sup>(65)</sup>、内閣の更迭などによって実施はいったん見送られたが、加藤高明外相の催促によって七月末に実現した。

いっぽうドイツは、漢口から二月一五日に撤退した<sup>(66)</sup>。ここにおいて漢口において駐留するのは日本とロシアだけになった。

ロシアは、三月二〇日までに天津より九九八人を撤退させた（残留兵力は一〇二人）。四月一〇日のロシア公使クルペンスキーと王景岐の会談で、中国側は謝意を伝えるとともに再び漢口よりの撤兵を望む旨伝えた。しかしロシアは日本と同様に「一朝有事」のことを考え、まだその時ではないと拒否した<sup>(67)</sup>。さらに日本に対しても、漢口よりの撤兵を再び交渉せよと指令された<sup>(68)</sup>。

なお漢口よりの外国軍兵力の減少に関連すると思われるが、一九一四年三月と五月に漢口の「警備に関する協定」が立案されている。五月のものは、海軍の要求によって修正されたものである<sup>(69)</sup>。

#### 第一次世界大戦勃発と中支那派遣隊の単独駐屯

華北から減兵された支那駐屯軍の二個大隊が、本来派遣されて来た関東州ではなく内地に戻されたのは八月に入ってからのものであった。ところが、その数日後に国際情勢は大きく変化する。第一次世界大戦の勃発は、日本の対中政策を積極化させることになったし、中国に駐留する列強軍隊の状況をも変化させることになった。

(65)「閣議案 大正三年三月廿六日決定」(同前、第二冊)。「各大臣(陸軍大臣は病欠欠席)の同意を得翌廿七日陸軍大臣の同意を得たり」と付記されている。

(66)一九一四年二月七日ドイツ公使ハックスハウゼンと外交部総長面会(「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-023)。

(67)一九一四年四月一〇日王僉事晤俄庫使問答(「撤退駐漢口日軍案」03-33-055-01-007) 四月一五日収駐俄劉公使電(「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-049)。

(68)一九一四年四月一三日発駐日本陸公使函(『中日関係史料 一般交渉(上)』五五一頁)。

(69)「警備会議二関シ報告ノ件」一九一四年三月二六日牧野外相宛高橋新治漢口総領事代理・「警備二関スル協定修正報告ノ件」五月二一日加藤外相宛高橋新治漢口総領事代理(「在支帝国及各国ノ租界防衛関係一件」第三巻、外務省記録5・2・2・42、B07090624900)。

日英両軍による山東半島での戦闘でドイツは敗北し、租借地は日本にいったん引き継がれ、日本が守備軍を置き、山東鉄道の守備にもあたるようになる。またフランス・ロシアなどは、兵力をヨーロッパ戦線に集中させる必要から、さらに華北の減兵を進めることとなった。また一九一七（大正六）年八月の中国の対独参戦は、各地に散在するドイツやオーストリア租界の撤去あるいは回収、そしてドイツ駐留権の消滅をもたらした。

日本は、大戦勃発を日中懸案事項解決の好機だとして、提携あるいは交渉による日本影響力の増進を図った。日独開戦直前に欧米出張から帰国したばかりの田中義一は、次のように述べていた<sup>(70)</sup>。

愈々北京に取掛る場合には、予期せざる事項突発せずとも不計、北清地方には若干支那軍隊もあり、又長江沿岸の騒動起らず、否故ら起して外国の注意を促す等の事なきを保せず、時として漢口に増加し、南京辺に部隊を差遣し、其外長江筋の保安手段を執る必要起るやも知れ不申、其他京奉全線の守備に任する必要起らずと云ふことも確保し難く、天津に増兵する事件の突発も用意する必要可有之、彼是考量して充分不用意手違ひの起らぬ様、更に一個師団の動員準備に着手するは必要の事と存候、其外満州地方も軽信は出来不申と存候、此外漢口に準備しある無線電信の建設も仕度する必要無之哉

駐屯・派遣兵力を増加し、中国政策の展開の際に利用することを唱えていることがわかる。また最後のところで漢口における無線電信施設の建設に言及している。

漢口における列強の動向の変化は、ロシア軍の撤退という形で表れた。一九一四年一〇月五日までにロシア軍はウラジオストクに撤退した<sup>(71)</sup>。これにより漢口における日本単独駐留という状態が出現した。中国政府は、ロシアの撤退を受けて三たび日本に漢口からの撤兵を求めたが、日本はまだ撤退できない、要求に応じられないという回答した<sup>(72)</sup>。

日本政府は、一九一五年一月に対華二ヶ条要求を行い、五月七日には最後通牒を發した。この時、漢口では五月七日より戦争準備（具体的には防禦準備）に入った<sup>(73)</sup>。中国政府が九日に要求の受諾を表明（二五日調印）したことにより、戦闘状態は出現しなかったが、その間に懸案となっていた秦皇島と漢口間の無線電信が架設された<sup>(74)</sup>。

要求受諾に対して中国各地で反対運動が沸き上がった。漢口においても五月一三日に暴動が発生、これに対して派遣隊は二個中隊を出動して警備にあたった<sup>(75)</sup>。以後もしばしば漢口では排外暴動が起き（たとえば一九一六年七月三〇日）日本の派遣隊は他国の租界

(70) 一九一四年八月推定の岡市之助陸相宛田中義一書簡（「岡市之助関係文書」七 1、国会図書館憲政資料室蔵、山本四郎「岡市之助文書について」『神女大史学』九号九七頁、一九九二年）

(71) 一九一四年一〇月六日俄館函一件（「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-054）

(72) 一九一四年一〇月八日發日本日置公使照会（『中日関係史料 一般交渉（上）』六六二頁、一一月一八日収日本館照会（同、六七〇頁）

(73) 一九一五年五月八日加藤外相宛瀨川総領事電（『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』四一三頁（外務省、一九六八年）「中支那派遣隊戦備実施報告」（『軍事機密大日記 大正四年 1/2』「旧陸海軍関係文書」R107による）

(74) 「日支交渉最後通牒ノ件」（『密大日記 大正四年 四冊の内三』C03022400800）

(75) 一九一五年五月一三日岡陸相宛白川大佐電（『日本外交文書 大正四年 第二冊』六九一頁）

を含めて警備に出動した<sup>(76)</sup>。このように漢口派遣隊は、日本の対中政策の重要な役割を担うようになり、駐屯する意義を高めたのであった。後にも言及するが、諜報活動の拠点としても、反袁運動の状況などについて、「去る十七日武漢地方に於ける革党之挙事企画に付いては、既に派遣隊司令部及領事より詳報せられたることと存候、当時小生は時機過早と認め革党に忠告を与へた」というような報告がなされている<sup>(77)</sup>。漢口に派遣隊を置いておくことは、陸軍の中国政策の展開に大きく役立っていたようだ。

表1 列国の華北における駐屯軍兵力推移（ベルギー・オランダを除く）

時 期	イギリス	フランス	日本	アメリカ	ロシア	ドイツ	イタリア	オーストリア	出典
議定兵力	2,550	2,600	2,600	150	600	2,600	900	200	(註1)
1912年3月31日	2,846	1,481	2,475	1,790	1,090	454	189	146	(註2)
1913年9月30日	2,841	1,400	1,779*	1,573	1,100	454	221	122	(註3)
1914年日独開戦後	550	180	595	1,433	50	10	202	42	(註4)
1916年6月	500	400	1,136*	1,500	50	50	30	50	(註5)
1919年4月頃	371	1,121	1,000	1,328	3	-	96	-	(註6)
1919年10月16日	810	1,070	1,149	1,367	3	-	85	-	(註7)
1920年6月20日	728	1,348	1,142	1,533	3	-	102	-	(註8)
1923年10月	757	1,525	606	1,273	-	-	50	-	(註9)
1928年3月1日	1,943	2,931	1,350	4,468	-	-	466	-	(註10)
1928年6月10日	1,924	2,958	6,187	4,474	-	-	487	-	(註11)
1933年3月31日	996	1,920	1,914	1,304	-	-	472	-	(註12)
1936年1月	1,000	1,751	2,003	1,210	-	-	389	-	(註13)
1937年末	752	1,524	5,774*	800	-	-	280	-	(註14)

- 註1) 「明治三十四年四月列国軍指揮官会議ニ於テ決シタル北清列国守備兵力」(『北支駐屯軍関係一件』第2冊)。  
 註2) 「支那北部に於ける列国軍隊配置表」明治45年3月31日調(「清国革命動乱ノ際ニ於ケル列国陸海軍動静一件」外務省記録5・3・2・87、B08090229200)。  
 註3) 「支那駐屯列国軍兵力表」大正2年9月30日調(『北支駐屯軍関係一件』第2冊)。\*日本のみは11月の数字(「支那駐屯軍兵力変遷表」昭和11年1月「昭和11年密大日記」第5冊、C01004192300)。  
 註4) 「北清事変後列国軍指揮官会議ニ於テ決議セシ北支駐屯列国軍兵力表」の備考欄、昭和11年1月(「昭和11年密大日記」第5冊、C01004192300)。  
 註5) 「駐支列国兵数」(『読売新聞』1916年6月10日)。\*日本は増加兵後の数字(「支那駐屯軍兵力変遷表」昭和11年1月「昭和11年密大日記」第5冊、C01004192300)。  
 註6) 「駐華北部各国将校兵士暨砲械一覽表・総数表」(『中日関係史料 軍事外交交渉 中華民國七年至十五年』106頁)。  
 註7) 「北支那駐屯列国軍兵力配備表」大正8年10月16日調(「密大日記」大正9年5冊の内1、C03022493300)。  
 註8) 「北支那駐屯列国軍兵力配備表」大正9年6月20日調(「密大日記」大正9年5冊の内1、C03022494200)。  
 註9) 「北支那駐屯列国軍兵力配備要図」大正12年10月調製(「密大日記」大正13年5冊の内4、C03022674000)。  
 註10) 「北支那駐屯列国軍兵力配備要図」昭和3年3月1日調(「密大日記」昭和3年第5冊、C01007465400)。  
 註11) 「北支那駐屯列国軍兵力兵器通信網一覽表」昭和3年6月10日調(「昭和3年陸支密大日記」第5冊、C04021736300)。  
 註12) 「北支那駐屯列国軍兵力配備要図」昭和6年3月31日調(「密大日記」昭和8年第4冊、C01003998600)。  
 註13) 「北清事変後列国軍指揮官会議ニ於テ決議セシ北支駐屯列国軍兵力表」昭和11年現在兵力、昭和11年1月(「昭和11年密大日記」第5冊、C01004192300)。  
 註14) 『支那に於ける外国行政地域の慣行調査報告書』103頁。\*日本のみは大増強直後の1936年6月10日の数字(『戦史叢書・支那事変陸軍作戦』1、72頁)。

表2 日本とイギリスの華北における駐屯軍兵力推移（1912～1923）

	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
日本	2,463	1,790	1,770	594	1,136	1,165	1,044	1,149	1,143	1,105	1,147	606
英国	2,701	2,793	2,890	471	472	448	448	371	736	825	662	806

註) 日本の数字は「支那駐屯軍兵力変遷表」昭和11年1月の内、各年度の多い方の数字。イギリスの数字は「英国軍ノ豊台守備ノ経緯ト日本軍ヲ配備セントスル能否調査」、昭和11年2月(「昭和11年密大日記」第5冊、C01004192300)。

## 五、第一次大戦期の支那駐屯軍について

大戦勃発から対華二ヶ条要求まで

ここでは漢口派遣隊から少し離れて、支那駐屯軍のその後の動向についてまとめておく。

<sup>(76)</sup> 「漢口暴動詳報送付ノ件」一九一六年八月一日石井外相宛瀨川総領事(『日本外交文書 大正五年 第二冊』二〇〇～二〇三頁、外務省、一九六七年)。

<sup>(77)</sup> 一九一六年二月一九日付上原勇作宛寺西秀武書簡(山口利昭「浜面又助文書」『年報近代日本研究2 近代日本と東アジア』二三七頁、山川出版社、一九八〇年)。

一九一四年八月の支那駐屯軍の減兵は、第一次世界大戦が始まる直前であり、大戦に日本が参戦することになるなどとは予想していなかったときの決定であった。参戦して山東半島攻略戦が始まることによって支那駐屯軍も多少影響を受けている。前月三〇日に赴任したばかりの奈良武次司令官は九月六日付で寺内に書簡を送り、イギリス軍三〇〇人は青島に出征し、フランス軍の二分の一は帰国することになっているため、「支那人及び列国在留民の日本軍に対する信頼」が一層増加したように感じられると述べた上で、交代を機として兵数を増加させることを提案した<sup>(78)</sup>。これにより、九月中旬に第二師団から交代兵が派遣されるいっぽうで、帰国予定の旧隊の出発が十一月二〇日まで（すなわち青島占領後まで）延期され<sup>(79)</sup>、実質的な増兵が行なわれた。イギリスは、青島攻略戦にあたって天津の駐屯軍を派遣し、日本の駐屯軍はイギリス軍の帮助と青島防備状況の偵察を行った<sup>(80)</sup>。そして手薄になった「支那市街に於ける英国担任の巡察区域」を日本が担任することになった<sup>(81)</sup>。

ちなみにこの間に、青島攻略戦に動員されたのは第一八師団（久留米）を基幹に諸部隊を加えた独立混成師団で五万七〇〇人であった<sup>(82)</sup>。出征部隊が凱旋完了したのは一九一四年一月二五日のことであり<sup>(83)</sup>、残存部隊は青島守備隊に編成された<sup>(84)</sup>。その兵力は八個大隊で約七〇〇〇人であり<sup>(85)</sup>、翌年には四個大隊その他（約二四〇〇人）に減少した。

その後の支那駐屯軍にとって重要な事件は、中支那派遣隊と同様に対華二ヶ条交渉の際における日中間の緊張であった。交渉行き詰まりが明らかになると、参謀次長の明石元二郎は、出兵によって目的を貫徹することが最後の手段だとして「第一期に於て満州及青島交代兵を送り当分現在のものと重複配置する事、第二期に於ては数師団の出征準備をなし直に之を北京攻略に使用する事」を提案<sup>(86)</sup>、天津の奈良武次司令官も、開戦時の駐屯軍行動計画を起案しはじめた<sup>(87)</sup>。

そして三月九日に、「支那派遣隊」の編成命令が下り<sup>(88)</sup>、第五師団から歩兵第七一聯隊

(78) 一九一四年九月六日付寺内宛奈良武次書簡（「寺内文書」二〇二 1）。

(79) 岡市之助「支那駐屯軍歩兵隊交代二関スル件報告」一九一四年九月七日・「旧支那駐屯軍歩兵隊帰還中止ノ件報告」一〇月七日・「旧支那駐屯軍歩兵隊帰還並中支那派遣歩兵大隊交代ノ件報告」十一月二五日（「公文別録 陸軍省・明治十九年～大正七年・第一巻」A03023078700～A03023078900）、「支那派遣部隊交代ノ件」（「密大日記 大正四年 四冊の内一」C03022374300）。

(80) 「奈良武次回顧録」（波多野澄雄他編『侍従武官長奈良武次日記・回顧録』第四卷八二頁、柏書房、二〇〇〇年）。

(81) 「奈良武次日記」一九一四年九月一八日。

(82) 斎藤聖二『日独青島戦争』（大正三年日独戦史別巻2）四九頁（ゆまに書房、二〇〇一年）。

(83) 一九一五年一月四日日置公使宛加藤外相電（『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』八一頁）。

(84) 岡市之助「青島守備軍編成ノ件通牒」一九一四年一月二五日（「公文別録・明治十九年～大正七年」第一巻、A03023079000）。

(85) 註(83)に同じ。

(86) 一九一五年二月三日付寺内宛明石元二郎書簡（「寺内文書」六 44）。

(87) 「奈良武次日記」一九一五年二月二三日。

(88) 「奈良武次日記」一九一五年三月九日、「派遣部隊編成二関シ通報ノ件」一九一五年三月九日付加藤外相宛岡陸相（『日本外交文書』大正四年第三冊上巻、二一三～二一三頁）。南滿師団・山東守備隊の件は威

(留守隊の二個中隊二九七人を除く約一二〇〇人)と第一七師団から山砲兵一個中隊(四九人)の華北派遣が決定された<sup>(89)</sup>。この時の派兵数は「各国申合兵数以内」、つまり議定書の定める兵力量を意識して定められたものである<sup>(90)</sup>。ただし駐屯軍の増派は、日置公使の不同意によって、すぐには実行されなかった<sup>(91)</sup>。なおこの時の増派決定について原敬は、総選挙を目当てとした内政上の関係にもとづくもので「権力の乱用」だと批判している<sup>(92)</sup>。

交渉の最終段階の五月四日、奈良司令官は、開戦に備えて北支那派遣隊出発を要求<sup>(93)</sup>し、松平恒雄天津総領事も、現在の天津守備隊(二個中隊、約三〇〇人)では居留民を保護することはできないと本省に訴えた<sup>(94)</sup>。駐屯軍では、兵営防備の手段として、周囲の煉瓦塙の内部に塹壕を掘り、煉瓦塙に銃眼を穿ち、内庭に居留民避難壕を掘り備えた<sup>(95)</sup>。日本政府が最後通牒を発した五月六日、奈良に対して自由行動は別命を待つべき旨の電報が発せられ<sup>(96)</sup>、いよいよ事態は緊迫した。八日に日本を出発した派遣部隊は、大連に到着した。しかし最後通牒回答期限の九日に中国政府が受諾したことによって危機は去り、南満州増遣隊は五月二二日より六月七日の間に、青島守備軍増遣隊は五月一六日より二六日の間に、北支那増遣隊は六月三日に大連から帰還した<sup>(97)</sup>。

#### 袁世凱没後の兵力増加

一九一四年八月から三個中隊体制となった支那駐屯軍に変化が起こったのは一九一六年六月一〇日のことだった。天津に関東州の第一七師団から一個聯隊(平時編制で第二聯隊)と機関銃隊(六銃)の臨時増兵(北支那派遣隊と呼ばれた)を行うことが、六月七日の臨時閣議を経て六月八日に裁可されたのである<sup>(98)</sup>。この時には、第一次輸送(一個大隊五四九人)がなされた段階で、中国情勢が「漸次平穩に向」ったと判断されたため、残りの部隊の派遣は見送られた。更に二個大隊の増遣の予定であったのを外相が反対し、陸相が押し切られたようだ<sup>(99)</sup>。

---

圧ではないと断わった上でイギリス大使に伝えられている(三月一〇日付「加藤外務大臣在本邦英国大使会谈(二)」同、六一二頁)。

(<sup>89</sup>)歩兵課「北支那二部隊派遣ノ件」一九一五年三月六日・参謀本部「北支那派遣隊編成派遣要領制定ノ件」三月六日(「密大日記 大正四年 四冊の内一」C03022375900・C03022376300)。

(<sup>90</sup>)一九一五年三月五日付日置公使宛加藤外相電報(『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』二〇六頁)。

(<sup>91</sup>)一九一五年三月八日付加藤外相宛日置公使電報(『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』二一一頁)三月一〇日付加藤外相宛日置公使電報(同、二一六～二一七頁)「奈良武次日記」一九一五年三月一日。

(<sup>92</sup>)「原敬日記」一九一五年三月一〇日の条(『原敬日記』第四卷九一頁)。

(<sup>93</sup>)「奈良武次日記」一九一五年五月四日。

(<sup>94</sup>)一九一五年五月四日付加藤外相宛松平総領事電報(『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』三六六頁)。

(<sup>95</sup>)「奈良武次回顧録」八四頁。

(<sup>96</sup>)軍事課「日支交渉最後通牒ノ件」(「密大日記 大正四年 四冊の内三」C03022400800)。

(<sup>97</sup>)一九一五年五月一八日日置公使宛加藤外相電報(『日本外交文書 大正四年 第三冊上巻』四六九頁)。

(<sup>98</sup>)「奈良武次日記」一九一六年六月八日、「北支那二第十七師団ノ一部派遣ノ件」一九一六年六月八日(「密大日記 大正七年 四冊の内一」C03022432000)。

(<sup>99</sup>)「奈良武次日記」一九一六年六月一日。

この時期、田中義一参謀次長のリードする陸軍は第二次大隈内閣とともに排袁政策を進めており、袁世凱の退位を日本が強制して中国の時局收拾を図ること、その際に満蒙独立運動を応援したり兵力の投入まで構想していた<sup>(100)</sup>。六月初めには「武力を以て解決する」<sup>(101)</sup>行動に着手する直前であった。

その袁世凱が六月六日に突然死亡した。これを受けて田中は、各国公使に対して、日本には「北京の治安を維持し外国人の生命財産を保護する」用意があるので安心して欲しいと伝えることと、とりあえず「旅順の歩兵一聯隊を天津に増加する」ことができ、必要な場合には一個師団を派遣できることも伝えた<sup>(102)</sup>。そして天津司令官会議・北京公使団会議の結果、日本に増兵要請がなされ、それを受ける形で増兵が行われたのである<sup>(103)</sup>。当初予定されていた一個聯隊が派遣されれば、駐屯兵数は二三〇〇人程度となり、議定兵力に近づく。

この時に支那駐屯軍司令官であった石光真臣は、「外国外交官やら軍司令官よりの懇情に依り、余儀なく帝国が出兵する様」にするという政府の決定に対して、そのような手続きは必要なく、各国軍司令官は「日本が出兵するも決して不思議には思はず」と述べ、「此際兵力を増加し置き機を見て、勢力を拡張する準備を致置くこと」や、「直に出兵して干渉を開始する」ことの必要性を訴えて来ている<sup>(104)</sup>。

この時の増兵は袁死亡による混乱を恐れてという理由により、列強の要請という形を取ってなされたものとはいえ、もともと袁打倒のために実行寸前にまで進んでいた出兵が別な形で実現されたと言ってよかろう。田中は袁が没する前から、南北武力衝突という事態が到来して、諸外国が危険を感じて「日本の干渉を促」し、その際に日本は好むものではないけれど「已を得ず干渉するものなりとの態度に出」ることが出来るチャンスを窺っていたからである<sup>(105)</sup>。袁の近くにいた坂西利八郎は、北京では「格別之動乱も無之しと觀察」する<sup>(106)</sup>と述べていたように、それはいささか強引なものであり、この行動が日本単独であったことにより、中国政府の警戒を呼び起こした。後になって奈良武次（当時は軍務局長）は、「支那ゴロ乃至志士の運動」に参謀本部が動かされたものだと非難している<sup>(107)</sup>。参謀本部から派遣されていた土肥原賢二は六月一〇日に、日本の増派が英仏露諸国の請求によるもので各国の居留民を保護するためのもので他意はない旨を中国政府に伝えた。中国政府は、その必要はないと抗議したが、石光真臣司令官は、各国公使の要求により議定

<sup>(100)</sup> 一九一六年五月中旬森岡守成（青島守備軍司令官）宛田中義一電報案（「浜面文書」二五三頁）。増兵前後の反袁政策については、千葉功『旧外交の形成』三一五～三三二頁（勁草書房、二〇〇八年）。

<sup>(101)</sup> 一九一六年六月六日付井戸川辰三宛田中義一電報案（「浜面文書」二五九頁）。

<sup>(102)</sup> 一九一六年六月七日田中義一「対支意見草稿」（同前、二六〇頁）。

<sup>(103)</sup> 一九一六年六月六日石井外相宛日置公使電（『日本外交文書 大正五年 第二冊』一三一～一三二頁）六月九日日置公使宛石井外相電（同、一五〇～一五一頁）。

<sup>(104)</sup> 一九一六年六月八日浜面又助宛石光真臣書簡（「浜面文書」二六一～二六二頁）。

<sup>(105)</sup> 一九一六年五月中旬の青木宣純宛田中電報案（同前、二五五～二五六頁）。

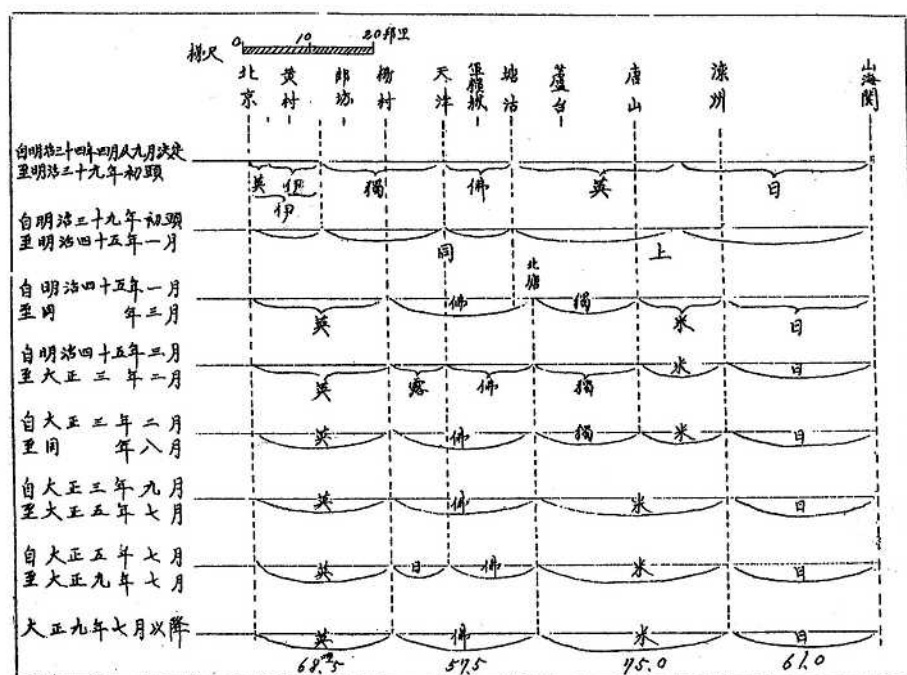
<sup>(106)</sup> 一九一六年六月七日付寺内宛坂西利八郎書簡（山本四郎編『坂西利八郎書翰・報告集』四一頁、刀水書房、一九八九年）。

<sup>(107)</sup> 「奈良武次回顧録」九三頁。

書に基づくものだと取り合わなかった(六月一日)(<sup>108</sup>)。

この時、列強諸国は第一次大戦のまっただ中にあり、東アジアの情勢などにかまっている余裕はなく、日本の増遣隊の到着を受けて、列強の華北における鉄道守備警備体制に変更が加えられた。すなわち六月二九日の司令官会議で、フランスの担当地域の一部を日本が譲り受けること、イタリアの租界保護を日本が担当すること、ドイツ租界をアメリカが担当するという新たな決定がなされた(<sup>109</sup>)。この結果、日本は一九二〇年八月にフランスに返還するまでの約四年間にわたって、楊村から天津東站の鉄道沿線の警備を担当することとなり、天津旧駅に二名、新駅に六名・憲兵二名、楊村に三〇名を駐屯させることになった(<sup>110</sup>) (列国守備区域の変遷は図3を参照されたい)。このころの各国駐屯軍兵数は表1の一九一六年の欄を参照(新聞報道で正確なものではないが傾向を表している)。

図3 列国鉄道守備区域変遷一覧表(1901~1920年)



(「密大日記 大正14年 6冊の内1」C03022726500)

この交代についても中国側は神経を尖らせていた。日本が楊村に軍站を作ろうとしているのではないかと疑い、なぜ交代したのか、交換条件がなかったかをフランス側に尋ねている。これに対してフランスは、北京警備を増やす必要があり、沿線警備が手薄になったこと、また一時的であることを答え、どこにどの国が駐屯するかは議定書に定まっておらず各国が協定して決めることであると回

(<sup>108</sup>) 一九一六年六月一〇日収國務院交軍事參議陳儀來函(『中日關係史料 一般交渉(上)』九八九頁) 六月二日収國務院交直隸巡按使電(同、九九〇頁) 六月九日収駐日本使館函(同、九九一~九九二頁)。

(<sup>109</sup>) 石光真臣「鉄道守備二關スル列国軍司令官決議事項伊國領事へ通牒ノ件報告」一九一七年八月八日(「密大日記 大正六年 四冊の内一」C03022426500)。

(<sup>110</sup>) 一九一六年九月二〇日収直隸特派員函(『中日關係史料 一般交渉(上)』一一二六頁)。

答している<sup>(111)</sup>。

### 中国情勢の混乱と駐屯軍

この関東州よりの一個大隊の臨時派遣は、一九一八年八月には機関銃隊要員の復帰があったものの、以後継続した。華北における日本軍は、ほぼ三個中隊（四五〇名前後）に増派の一個大隊（六五〇名前後）を加えた約一一〇〇余人が駐屯し続けたのである（表2の一九一六～一九二〇年の欄）。そしてこの増兵は、列強の中で際だっていた。アメリカは、表1では現状維持のように見えるが、ドイツの鉄道守備地域や租界警備を引き継いだことにより一時的に増兵がなされていたようだ。一九一六年八月に二個大隊（八個中隊）を一個聯隊（三個大隊二個中隊）に増加したと報告されている<sup>(112)</sup>。

このような日本の増加部隊派の遣継続が許容された背景には、中国内政の混乱が関係していた。一九一七年七月の張勳復辟事件の際には、日本は天津より北京に増援し安全の確保を図った<sup>(113)</sup>。この時にも北京・海浜間の交通が阻害され、公使団は中国側に必要な措置を取るという警告を発している（鉄道保護は実施されず）<sup>(114)</sup>。また一九一八年三月には張作霖軍が北京に向けて進軍、北京・天津間の鉄道沿線に駐屯し「京津地方の人心を不安に陥らしめ」るようなことがあった。その際に張軍が「公共の自由交通を阻害し、且各国軍守備地に於て停車場に衛兵の配置列車の臨検等」をするようなことが生じたことに対して、列国司令官会議は最終議定書を無視するものとして奉天軍の撤退を要求した<sup>(115)</sup>。

また一九二〇年七月には、安直戦争の激化、具体的には直隸軍が天津に逃げ入り安徽軍が天津を攻撃する可能性が生じた。天津の領事団会議は、天津市街・外国租界の安全保持を図るための協同動作を相談してほしいと司令官会議に要請した。この時には司令官会議がしばしば開かれ、北京・海浜間の交通確保のために辛亥革命当時の決議を採用し、鉄道沿線の重要な停車場・橋梁などに軍隊を配置すること、中国軍隊は輸送・上陸・乗船のために鉄道線路・埠頭・棧橋を自由に使用することができること、列国軍で電信局を保護し電報通信を維持すること、天津東停車場より中央停車場を経て西停車場に至る間に守備線を設置し占領保護すること、各国連合軍用列車を運行することなどを決議した<sup>(116)</sup>。また情勢不穏のため旅順の第一三駆逐隊より二隻が派遣され、北京に天津から増援隊を派遣す

(111) 一九一六年八月二日劉秘書往晤法館馮代弁問答（同前、一〇一九頁）、八月四日収陸軍部函（同、一〇二五頁）、八月八日發陸軍部密函（同、一〇二六～一〇二七頁）。

(112) 「參謀支第五一六号」一九一六年九月一日（『北支駐屯軍關係一件』第二巻）。

(113) 一九一七年七月四日日本野相宛林公使電（『日本外交文書 大正六年 第二冊』五二頁、外務省、一九六八年）、一九一七年七月二三日付本野一郎外相宛林權助公使（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。

(114) 一九一七年七月九日日本野相宛林公使電（『日本外交文書 大正六年 第二冊』七六頁）。

(115) 石光真臣「奉天軍撤退二關スル司令官會議之件報告」一九一八年三月一五日（『密大日記 大正七年四冊の内三』C03022453300）。

(116) 「大正九年七月十五日天津各国軍司令官會議ノ狀況」・「第二回軍司令官會議二關スル件報告」（これらは金谷範三「排日暴動二關スル件上申」一九一九年七月二日という件のファイルに含まれている。「密大日記 大正九年 五冊の内五」C03022524700）。



るなど、かなり緊迫した状況が生じたのである<sup>(117)</sup>。

なおこの時に、フランスが一九一六年に日本に一部交代してもらった守備地域を復旧させている（七月一七日の司令官会議で決定され、八月一日に実行された<sup>(118)</sup>）。これは大戦の終了を受けてフランスが駐屯軍兵力を増やしていたことと、日本軍が楊村付近の戦闘による「無益の損害を避け且厳正中立の態度を表示する為偶々其の楊村守備隊を引揚げ」ようとしていたことが、この交代を容易にしたようである。当時の原内閣の絶対不干渉主義にもとづき、どちらかの有利にならないよう日本の楊村守備隊の引き上げを決定したのである<sup>(119)</sup>。この時の司令官は南次郎少将であった。

司令官会議の活発化には、大戦が終わって中国に関する列国協調が再び働き始めたことを見て取ることができる。表1の一九二〇年の欄からわかるように、フランスだけでなく、イギリス、イタリア、アメリカが兵力を回復させている。それらについては一々会議で了解が取られた形跡はない。これは減兵が大戦という特殊事情による一時的処置だと認識されていたからであろう。ただし各国の意見が一致していたというわけではない。列国が鉄道沿線に持つ条約上の権利について、日本の理解では、中国は鉄道を利用して軍事輸送を行うことはできない、鉄道沿線二マイル内に駐屯することはできない、一般交通を妨げない限り沿線地帯を横切るのはかまわない、鉄道の運行・通信を妨げあるいは守備を妨害する行為はなしてはならないというものであったが、アメリカは鉄道破壊の行為がなければ行動は任意であるという理解であった。二マイル外に軍隊を退去させるという要求を出すか否かで司令官会議の意見は対立し、結局二マイル外に撤退せしめることに一致できなかったのは、中国軍に「自由なる行動を採らしめ寸時も早く時局を解決」させようとする考えの方が強かったからだと南は観察した<sup>(120)</sup>。協調とともに牽制も復活し始めたのである。

## 六、パリ講和会議とワシントン会議での議論

### 中国政府による外兵撤退要請とパリ講和会議

さて中支那派遣隊に話を戻す。漢口における日本単独による駐留状態は、一九一四年一〇月から出現した。派遣隊は、歩兵四個中隊（一個大隊）が同一師団で編成され、毎年九月に内地より六三〇人前後が送られ帰還した。

中国政府による外国軍隊の撤退要求は辛亥革命以前からなされており、既に見たように革命後には機会を捉えて頻繁に行われるようになった。第一次世界大戦の勃発は、日本にとって対中政策展開のチャンスであったが、同時に中国にとっても欧米列強に対して失われた国権を回復し地位を向上させる機会であった。たとえば一九一五年一月二日に外交

<sup>(117)</sup> 海軍省「天津二駆逐艦派遣二関スル件」一九二〇年七月二〇日（「密大日記 大正九年 五冊の内一」C03022493800）

<sup>(118)</sup> 南次郎「京榆鉄道日本軍守備地域ノ一部ヲ仏国ニ還附シタル件報告」一九二〇年七月二一日（「密大日記 大正九年五冊の内五」C03022523900）

<sup>(119)</sup> 支那駐屯軍司令部「奉軍ノ鉄道輸送状況」大正九年八月二日（註116と同じ）。服部龍二「原外交と幣原外交」（『神戸法学雑誌』四五巻四号、一九九六年）参照。

<sup>(120)</sup> 「大正九年七月十五日天津各国軍司令官会議ノ状況」（註116と同じ）

部総長は、外国軍が中国に駐留する経緯を記し、大戦中の今が京津間の撤兵を実行する機会だと伝えている<sup>(121)</sup>(なおこの電報では長江を外国軍艦が上下して守備することは条約にもとづくものではないが習慣となっていると述べている)。また政府レベルだけでなく、一九一七年には、漢口日本駐屯軍の問題が湖北省議会の請願に基き参議院の議題となったように、地方レベルでも問題視されるようになった<sup>(122)</sup>。

さて一九一八年一月の大戦休戦後にパリで開催された講和会議も、その一つの機会であった。休戦条約調印直後に中国のある政客は、講和会議で主張すべきことを列挙し、その中に「各国の支那駐在兵は完全に撤退すべし」という項目を挙げていた<sup>(123)</sup>。また二月九日には渡欧の途次日本に立ち寄った陸徴祥外交総長と内田外相との会談の席上で、陸は内田に対して北京最終議定書を取り消すこと、具体的には賠償金支払問題と各国軍隊の駐屯問題に言及した<sup>(124)</sup>。中国政府は一九一九年三月に、各地に駐屯する外国兵を調査し知らせよという指令を発した。この調査にもとづき、講和会議で議論するという方針であったのである<sup>(125)</sup>。その回答の文書には、漢口駐屯軍は違約であり主権を蹂躪するものであるから嚴重に交渉すべきであるという方針と、これは湖北省議会の要請でもあったことが伝えられている<sup>(126)</sup>。この時の調査による直隷駐在各国軍の兵力は、表1の一九一九年の欄である<sup>(127)</sup>。

いっぽう日本では、一九一八年二月八日の外交調査会で、中国からの軍隊撤退もあり得ることが認められている。すなわち「此際帝国より進て世界の大局に合致し且精悩以て日支の真実なる諒解親善の実を挙げ得る共益公正の方途」を取り、「帝国の政策に新生面を啓き新地歩を樹立」するために、「治外法権の撤去、支那に於ける外国特に我軍隊の撤退」などについて日本が率先して提唱し、その実現のために努力することが「政治上経済上結局帝国に取り有利」だということが認められていたのである<sup>(128)</sup>。これは日本の対中政策を干渉的なものから、中国の混乱回復と統一についての努力に信頼し、むしろそれを暖かく見守る方向へと転換させたものであった。そしてそのために列強は、これまで中国を縛ってきた様々な拘束(それらは中国の列強への不信の原因ともなってきたもの)を、できるものから廃止することが必要で、特にこれからの日本が中国に対して影響力を保持するためにも、そのような政策を日本が主導することが必要になってくるという論理であった。

ところで漢口派遣隊の撤退については、それ以前にも話題になったことがあった。一九

(121) 一九一五年一月二日駐巴西劉公使函(「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-059)。

(122) 関島書記生撰『漢口駐屯軍問題』二頁(一九二二年推定、東洋文庫蔵6717)。この史料は外務省箋にタイプ打ちされたもので、管見の限り漢口派遣隊の派遣・撤退の経緯についてまとめられた唯一の史料である(付録として全文を付けた)。

(123) 一九一八年一月一五日内田外相宛林公使書簡(『日本外交文書 大正七年 第三冊』六三一頁、外務省、一九六九年)。

(124) 一九一八年二月二日芳沢臨時代理公使宛内田外相電報(同前、六五一頁)。

(125) 一九一九年三月一三日到収法京陸総長等電(『中日関係史料 軍事外交交渉 民国七年至十五年』九〇~九一頁)。

(126) 一九一九年四月一日収湖北省長公署函および附件(同前、九八~一〇〇頁)。

(127) 一九一九年四月二九日収直隷省公署咨(同前、一〇三~一〇六頁)。

(128) 「第五回外交調査会会議筆記」(小林龍夫編『翠雨荘日記』三三四頁、原書房、一九六六年)。

一六年一〇月に発足した寺内正毅内閣は、大隈内閣の対中干渉・排袁・南方派援助政策から不干渉政策への転換を標榜していた。その上で、実際には援段政策が取られるようになるのだが、それは主観的には干渉政策ではなく、中国に対して「慈惠的公益的」事業について援助を与え、日本に恩義を感じさせることによって、中国を日本に信頼させ、日本の中国に対する影響力を増大させようとするものであった。一九一七年一月九日に、寺内内閣は、対中政策の基本的方針を閣議決定している。その際に外務省では、「本部支那に於ける帝国軍隊を漸次撤退する事」、具体的には中支那派遣隊を「適當の時期に相當の了解の下」に撤退させることと、山東守備軍の講和会議後の撤退を提唱していた（条約に基づく「北支駐屯軍は暫く之を別」とする、すなわち残すこととされている）<sup>(129)</sup>。その理由について、これまで「我在支軍憲の駐屯及其行動」が、中国官民の日本に対する猜疑と誤解とを招いた事例が多かったことをあげ、地理的に日本は必要な場合に必要な地点に出兵することが極めて容易だから、「目下の如く多数の軍隊を各地方に駐屯せしめ、常に支那人をして我侵略を疑はしめ」るよりも、中国の「不安の念を去らしめる」ことが必要としていた。

また大戦の休戦前、寺内内閣の末期（一九一八年二月）にも林権助駐華公使が同様の提案を行っている。『漢口駐屯軍問題』という史料には、「林公使は北支山東漢口の各駐屯軍の撤退か日支両国關係に裨益する所以を力説し政府に進言する所ありたるも一方軍側に於ては其の時機に非らずとて駐屯の必要を主張し其の儘となりたり」<sup>(130)</sup>と記述されている。林は寺内宛の意見書のなかで、中国の日本に対する「疑念を除去するの手段」として、「經濟上商業上に於ける門戶開放機會均等主義を誠実に恪守実行する」ことのほかに、「對支軍隊的施設を根本的に変更する」ようなことが、「其の最も重要な一手段」とする。そして一九一七年一月の外務省意見書（註129の箇所）とまったく同じ理由が記され、「鄭家屯派遣隊の如きは勿論、中支那派遣隊の如き條約上の根柢も、又今日にては最早や實益たもなきものは、漸次撤退するの方針に出で、更に時機を見て日本自ら北支派遣隊の撤兵若は減兵を首唱実行すへし」と支那駐屯軍の撤退までも主張していた。寺内は「直に首肯すること能はさる」<sup>(131)</sup>として取り合わなかったが、外務省では寺内内閣期の初めから中支那派遣隊を、さらには末期には支那駐屯軍の撤退を考えていたことがわかる。

そして興味深いことに、寺内内閣の対中親善政策の文脈における日本軍の撤退は、原内閣における不干渉政策という文脈における日本軍の撤退と連続性を持っていたことである。ふつう両内閣の対中政策の違いが強調されるが、中国に存在する軍隊を撤退させることにおいて、それほど大きな差異はなかったように思われる。

さてパリ講和会議では、中国政府は、四月一四日に意見書を公表し、その中で日本の山

<sup>(129)</sup> 「對支方針大綱決定二伴ヒ施設スベキ細目」一九一七年一月（「寺内文書」四四三 10、『寺内正毅内閣關係史料』上卷三〇二～三〇三頁）。

<sup>(130)</sup> 『漢口駐屯軍問題』三頁

<sup>(131)</sup> 「對支外交意見 付林公使意見書」一九一八年（「寺内文書」四四一 10 ホ、山本四郎編『寺内正毅内閣關係史料』下卷一三五・一四一頁）。

東・漢口・満州における駐屯兵および各国の駐屯兵の撤退を要求し<sup>(132)</sup>、さらに条約上の根拠あるものと、ないものの両方について撤退を求める「再修正問題」という印刷物を配布した<sup>(133)</sup>。日本も、牧野全権とウィルソン、ロイド・ジョージ、クレマンソーとの会談の席上で、場合によっては領事裁判権および勢力範囲の撤廃、列国守備軍の撤退、北清事変賠償金の免除について協議しても良いと表明していた<sup>(134)</sup>。しかしパリ講和会議では、そこまで議論は進まず、ワシントン会議に持ち越されることになった。

だが影響がなかったわけではない。駐英大使となった林権助は、一九二〇年九月に再び外務省に山東および漢口よりの撤兵提案を行っている。駐華公使時代の意見書と同じく、日本に最も必要なことは、まず中国国民の信用を得るとともに英米の誤解を除き置くことだという理由を挙げている。しかしこの時には本省は「熟慮を要する」、中国「国内の和平統一」が先決問題と反対し、そのままとなった<sup>(135)</sup>。また渋沢栄一や和田豊治ら中国に関係する実業家が、原敬首相に漢口からの撤兵を求める意見書を提出したこともあった。原は無意味に撤兵したとしても効がないから「相当の機会に名義を正すの必要」があるとして取り合わなかった<sup>(136)</sup>。しかし以上のような動きからは、日本軍の漢口単独駐留をやめることが日中関係の改善にとって有益に働くであろうという認識が広まりつつあったこと知ることができる。いつどのように、どのような条件で行うかということに問題は移っていたのである。

#### ワシントン会議開催前の議論

第一次世界大戦後の東アジアの枠組を定めることになったワシントン会議は、一九二一年一月から翌年二月にかけて開催された。日本は議題を軍備制限問題に限定したかったが、議題の拡大することや、それが駐屯軍問題に及ぶことは予想された。中国政府でも、会議にあたり早くから外国軍の駐留問題を取り上げる方針で臨み<sup>(137)</sup>、何度か目の外国兵の実数調査を行い準備を進めていた<sup>(138)</sup>。その報告によれば、華北および東北地方を除く外国人兵力は、日本が青島および沿線に四個大隊（毎隊六〇〇）、つまり二四〇〇人、それに憲兵隊・水上憲兵が四四八人<sup>(139)</sup>、漢口に一個大隊六〇〇余人、司令部四〇余人<sup>(140)</sup>

(132) 一九一九年四月一六日付内田外相宛有吉上海総領事電（『日本外交文書 大正八年 第三冊上巻』二三五頁、外務省、一九七一年）。

(133) 一九一九年五月九日内田外相宛松井大使電報（同前、三〇四～三〇五頁）。

(134) 一九一九年四月二三日内田外相宛松井大使電報（同前、二四九頁）。

(135) 一九二〇年九月二九日内田外相宛林大使電、一〇月四日林大使宛内田外相電（『日本外交文書 大正九年 第三冊下巻』一一三二～一一三四頁、外務省、一九七四年）。

(136) 「原敬日記」一九二〇年九月二日・一一月一日の条（『原敬日記』第五卷二八六・三一頁）。

(137) ワシントン会議に臨んだ中国側の動向については川島真『中国近代外交の形成』第二部第四章「施肇基十原則の形成過程」名古屋大学出版会、二〇〇四年）。

(138) 一九二一年九月七日奉天張巡閱使・新疆督軍・湖北直隸山東交渉員宛総長電（「太平洋会議案（各国駐華兵警調査）」03-39-032-01-001～003）。

(139) 一九二一年九月九日復駐青日軍人数由（同前 03-39-032-01-004）。

(140) 一九二一年九月九日復駐漢日軍人数由（同前 03-39-032-01-005）。

イギリスが新疆にインド兵一三人、官員一人<sup>(141)</sup>という状況であった。

いっぽう日本は、どのような心づもりであったのか。七月に会議開催の情報が伝わると、フランスの石井大使は、会議に先立って漢口・山東より軍を撤退させること、会議では中国における治外法権撤廃、駐屯軍撤退を提議すれば、「第一に参加列国の機先を制し東洋主動者たる実を挙げ、第二に大戦後の新感覚を収め、第三に支那問題に於て列国に屈服したりとの攻撃を避けて国内の爆発を防ぐことができるだろうと進言してきた<sup>(142)</sup>。ロンドンの林大使も同様なことを伝えて来た<sup>(143)</sup>。

七月二二日に開催された閣議と臨時外交調査会では、中国に対する「平和的乃至開放的政策の実現」に関して、前述の一九一八年一月八日の外交調査会で賛同され、パリの首脳会議で披露した日本の四大政策、すなわち「治外法権及勢力範囲の漸進的裁撤、支那に於ける外国軍隊の撤退及義和団事変賠償金の抛棄」のようなものは、「今後の機会を捉へて之を提唱すること」が得策だと決定された<sup>(144)</sup>。この二日後に原敬は、田中義一前陸相が「場合によりては漢口の兵も撤兵して可ならん」と言ったことに対して、かつて上原が最も強硬に永久的兵営の建築を主張したことを挙げるとともに、これまで日本の軍隊があったため「彼地方は幸に今日まで無事なれば、何か適確の理由なくしては容易に決行は困難ならん」と語っている<sup>(145)</sup>。原敬首相は、漢口からの撤兵は、シベリアや山東守備隊の撤兵よりも難しいかもしれないと考えていたようである。

これらをふまえて決定された全権に与えられた訓令（一〇月一三日付）の「会議に於て議題となりたる時は一定の保障又は条件を付するにあらざれば賛成し難き事項」の中に、漢口派遣隊と支那駐屯軍について次のような言及がなされている<sup>(146)</sup>。

在支外国軍隊の撤廃は巴里平和会議に於て帝国全権の声明せる処にして左の諸項の通り措置せられたし

可成速に列国一律北支駐屯軍を撤去することを提唱すること

（但し漢口派遣隊は可成速かに撤退し又北滿駐屯部隊は浦塩地方撤兵と共に撤退の方針なることを声明せられ差支なし）山東に於ける日本の軍隊は目下山東問題善後措置に関し支那に開談したる次第あるを以て右に抛り措置すること

漢口派遣隊の撤退は、議題となれば速やかに行うという方針であり、具体的な保障や条件の内容はわからないが、支那駐屯軍の撤廃も視野に入っていた。その際に、注意しなければならないのは、日本が提唱して列国が一律に支那駐屯軍を撤去すると述べられている点である。列国一律というのは、国際協調行動によってという条件であるが、それを日本

<sup>(141)</sup> 一九二一年一月六日新疆省長代電一件（同前 03-39-032-01-010）。

<sup>(142)</sup> 一九二一年七月一三日内田外相宛石井大使電報（『日本外交文書 ワシントン会議』上巻一四～一五頁、外務省、一九七七年）。

<sup>(143)</sup> 一九二一年七月一五日内田外相宛林大使電報（同前、上巻二七頁）。

<sup>(144)</sup> 「太平洋及極東問題二開スル国際会議二対スル方針」一九二一年七月二二日閣議決定（同前、上巻四一頁）。

<sup>(145)</sup> 「原敬日記」一九二一年七月二四日（『原敬日記』第五卷四一八頁）。

<sup>(146)</sup> 「ワシントン会議日本全権委員二対スル訓令」一九二一年一〇月一三日（『日本外交文書 ワシントン会議』上巻一九一頁）。

が提唱するというのは、中国問題について主動的に列国を導くということであった。

#### ワシントン会議における討議

さて会議が始まると、十一月一日の第一回「太平洋及極東問題総委員会」で、中国の施肇基全権より議論に関する一般原則要求がなされた。その中には第四項として列強各国が中国に有する諸権利の公表と、その有効性の決定および会議が決定することになる原則との調和を求め、第五項として「政治上司法上及行政上の行動の自由に対し、現に支那に加へられ居る制限は直ちに若くは事情の許す限り速かに之を撤廃すべきものとす」<sup>(147)</sup> という、中国の主権にかかわる事項についての検討が求められていた。

この主権にかかわる問題として、租界地の返還問題も含まれており、たとえば早い段階でフランス全権サローは、イギリスが威海衛を、日本が山東・遼東半島を放棄するならば、フランスは広州湾を放棄すると語った<sup>(148)</sup>。

この原則要求は大筋受け入れられることになったが公式には採択されず、中国の要求に対する各国の反応を踏まえたルート四原則が、十一月二日の極東問題総委員会第三回において可決され<sup>(149)</sup>、それにもとづき会議は進行していくことになった。二五日には同委員会第六回において「行政上の制限に関する問題」が討議され始められた。その内容は主に五つで、外国郵便局、有線電信・無線電信の設置、外国駐屯軍、外国鉄道守備隊、外国警察官の問題であった<sup>(150)</sup>。これらのうち無線電信と外国駐屯軍は漢口派遣隊に関するものであった。

十一月二九日の極東問題総委員会第九回委員会は、外国駐屯軍問題を討議した。中国側委員は、まず条約上根拠のない軍隊を撤去することを要求した。これに対して埴原全権は、日本が中国に駐留している軍隊の四つの種類と駐屯が必要な理由を述べて反論した。簡単に述べると、南満州鉄道沿線守備隊の駐留権は一九〇五年到北京条約追加協定第二条によるもので、馬賊の活動が収まらなければ撤退できないこと、漢口派遣隊は中国の混乱が続いており安定しなければ不可能なこと、支那駐屯軍是北京最終議定書で認められたものであり各国が同時に撤兵するものであること、東支鉄道沿線の兵隊は日本軍のシベリア引き揚げと共に撤退するというものであった<sup>(151)</sup>。そのうち漢口と華北に関しては次のように説明されている。

(二)〔中略〕日本は英露独及其他の列国と俱に自国民保護の為に漢口に軍隊を派遣したり、〔中略〕事態不安定なるが為、漢口日本駐屯軍も自然其の撤退を遅延せざるを得ざるに至れり、日本は之等の日本軍隊を決して永久に漢口に駐屯せしむるの意図

<sup>(147)</sup> 「極東問題二関スル中国政府提案」一九二一年十一月九日内田外相宛ワシントン会議全権電(『日本外交文書 ワシントン会議』下巻四～五頁、外務省、一九七八年)。

<sup>(148)</sup> 一九二一年十一月二三日内田外相宛ワシントン会議全権電(同前、一〇頁)。

<sup>(149)</sup> 一九二一年十一月二日内田外相宛ワシントン会議全権電(同前、下巻一四頁)。川島、前掲書参照。

<sup>(150)</sup> 一九二一年十一月二八日内田外相宛ワシントン会議全権電(同前、下巻三二～三三頁)。

<sup>(151)</sup> 一九二一年十二月一日内田外相宛ワシントン会議全権電・「支那二於ケル外国駐屯軍二対スル日本ノ態度」(同前、下巻四三～四五・四九～五一頁)。

ありしに非らず、〔中略〕

(三) 北支那に於ける外国守備隊の駐屯は〔中略〕議定書に依り支那政府の承認せる所なり、日本は他の関係諸国に於て異議なき場合には、此等諸国と相協同し現状の許す限り速に日本駐屯軍を撤退す可し

また埴原は、日本が中国本部に有する総兵力を約四五〇〇人だとし、その内訳(天津に二個大隊約一二〇〇、漢口に一個大隊約六〇〇、山東済南に二個中隊約三〇〇、膠済鉄道沿線および青島に四個大隊約二四〇〇)を明らかにしている。

この説明に対して一二月二日の極東問題総委員会第一一回では、中国側の反論がなされた。その要旨は、山東守備隊は中国の警察隊が組織されれば撤退するという態度表明はありがたいこと、南満州鉄道沿線における駐兵理由を馬賊の跳梁とするのは馬賊の活動を過大視するものであること、他国の軍隊が撤退したのにもかかわらず漢口に日本軍のみが中国情勢の不穩を理由として駐屯することは説明になっていないこと、また永久的兵營の建設も問題であること、ただし華北の駐屯軍については将来の撤退を切望するが今回の会議ではこれを問題としないというものであった<sup>(152)</sup>。この時に華北駐屯軍の撤退を強く求めていれば、条件付ではあったが日本が駐屯軍の撤退を容認していたことから、列強軍の撤廃も実現していたかもしれない。

上の発言に対して埴原は、漢口に日本軍のみが駐留している理由について、「外国義勇団に実際上の援助協同を与ふることを要求」されているとして反論している<sup>(153)</sup>。この年の八月に改定された「武漢三鎮兵変掠奪等二際シ出動軍隊行動要領」<sup>(154)</sup>では、第一四項に「外国官憲より居留民保護の依頼を受け司令官に於て之を承諾したる場合に於ては、該国居留民は本邦人に準し之を保護するものとす」、第一五項に「外国義勇隊と協同警備に当る場合に於ては、該隊と我軍隊との混淆使用を避け以て紛擾の惹起を予防するを要す」と規定されていたので、この発言は誤りではなかった。

年を越えて一九二二年一月三日の太平洋問題起草委員会第五回で中国全権は重ねて、条約上の根拠のない外国駐屯軍は直ちに撤退すべきことを主張し、日本のみが漢口に軍を留め「而も其の後在留民保護の為に使用せられたることなきを述べ、且駐屯軍ある為支那兵との衝突事件等起り、両国の親善を傷く」と論駁した<sup>(155)</sup>。外国兵駐屯問題において、日本陸軍の漢口派遣隊の単独駐屯が批判の中心となったのである。

一月五日の極東問題委員会第一七回は「支那ニ於ケル外国駐屯軍撤退ニ関スル決議案」を採択した。その内容は、中国政府が条約上規定のない駐屯軍について撤退を要求する時は、共同調査委員会を設置して報告する、その報告について各国は適當と思われる意見を

(152) 一九二一年一月二日内外田外相宛ワシントン会議全権電(同前、下巻六六~六八頁)。

(153) 「外国軍隊ニ関スル中国全権ノ陳述ニ対スル日本全権ノ回答」一九二一年一月二日付内外田宛ワシントン会議全権電(同前、下巻一〇二頁)。

(154) 奥平俊蔵「兵変掠奪等二際シ出動軍隊行動要領ノ件報告」一九二一年八月一五日(「密大日記 大正十年 六冊の内六」C03022574300)。

(155) 一九二二年一月六日内外田外相宛ワシントン会議全権電(『日本外交文書 ワシントン会議』下巻一〇〇~一〇二頁)。

付して公表する、その報告を容認するも拒否するも各国の自由に任すというもので、埴原の観察によれば「英米が成るべく巧に日本の立場を支持せんと」したものだとの観察されるものであった<sup>(156)</sup>。この決議案を中国政府は承認しなかったが、中国への軍隊派遣および駐屯軍の駐留についてある一定の規制が加えられたことも事実であった。

ワシントン会議でもっとも難航したものは山東問題であり、その解決をもって会議は閉幕する。二月四日に山東懸案に関する条約が調印され、青島済南鉄道および支線に駐屯する日本軍は、中国巡警隊と交代して撤退すること、青島守備隊も撤退することが決定された<sup>(157)</sup>。そして二月六日に調印された中国に関する九ヶ国条約は、第一条で「支那の主権、独立並に其の領土的及行政的保全を尊重すること」を謳っていたのである。

## 七、中支那派遣隊の撤退と支那駐屯軍の減兵

### 中支那派遣隊の撤退

ワシントン会議では、中国政府は主権を侵害する外国軍隊の撤退を求めた。その結果、山東半島よりの日本軍の撤退は条約中に記されたが、漢口について決定はなされなかった。しかし日本政府は、ワシントン会議前後からの動きを受けて、漢口派遣隊について、「支那ニ於ケル外国駐屯軍撤退ニ関スル決議案」によって設置される可能性のある共同調査委員会の設置を見る前に自主的に撤兵を決定することにした。

陸軍部内での検討は、ワシントン会議から全権団が帰国し、その報告がなされた四月上旬のことであったようだ。小幡西吉公使も四月六日から五月八日に帰国しており、この時に検討されたようだ。もとよりワシントン会議に臨む際に、中支那派遣隊については速やかに撤退することが決定されており、異論は起こりようがなかった。具体的な動きは、四月二〇日に児玉中佐（友雄と思われる）が、外務省に撤退を申し出たことによって始まった。「漢口撤兵ニ関スル陸軍側意嚮申出」<sup>(158)</sup>という文書によると、その時の申し出は以下の通りであった。

（イ）陸軍省の意向は、漢口撤兵に付ては何等異議なく寧ろ一日も速かに之を決行したき意見なり、華盛頓会議の決議に依り列国共同の調査の結果撤兵を強ひらるることよりも、寧ろ進むて自主的に出来得る丈け速かに撤兵すること利益なりと思考す

（ロ）之に対する参謀本部の意向も、国策上撤兵も有利なるに於ては用兵上何等之に關して異議なしとのことなり

即ち陸軍としては山東撤兵の極めて良好なる状況にも顧み速かに撤兵することに何等異議なしとのことなり

これに対して芳沢亜細亜局長は「支那の政情不安定は去年も一昨年も又今年も何等変ることなく、最近特に不安を感じるにあらざるのみならず、華盛頓会議決議の趣旨に依り速

<sup>(156)</sup> 同前および一九二二年一月八日内田外相宛ワシントン会議全権電（同前、下巻二八八～二九〇頁）。

<sup>(157)</sup> 「山東懸案解決ニ関スル条約」第九条～第一一条、一九二二年二月四日（同前、下巻六二一～六二二頁）。

<sup>(158)</sup> 「漢口撤兵ニ関スル陸軍側意嚮申出」（『漢口駐屯軍問題』一二～一三頁）。



に漢口撤兵を行ふこと然るべく」と同感の意を表した。

なおこの時に兎玉は、自分の考えとして支那駐屯軍について次のようにつけ加えている。

北支駐屯軍の撤退も外務省に於て政策上必要とあらは陸軍側に於ても何等故障なき見込みなり、米側其他より先を越さるは却つて不利とも考えらる、又在留民保護の如きは駐屯軍を撤するも我国は必要に応し何時にても保護の方法を講し居る地位に在り云々と語れり

ここからは、自主的撤兵の形式を取ることが国際上有利であることだという判断がわかる。外務省は、陸軍の申し出に即日同意した。その判断も、中国政府が調査委員会の設置の手續きを取り駐屯軍の撤退を余儀なくせられるようになることは、「華府会議を期として新生面を啓かむとする我对支政策」に対して不利益を与えることになるから、ここでは支那駐屯軍の撤退も他国に率先して「態度を表明」することによって「対支政策の全般に対し好影響を与ふる」ことが肝要であるから、条約上の根拠のない漢口駐屯軍の撤兵は速やかに実行することが得策というものであった<sup>(159)</sup>。この決定は、ワシントン会議前後の日本の中国政策の転換を担っていたのである。

五月六日の閣議で中支那派遣隊の撤退声明が決定され、五月三〇日に中国側に正式に通知がなされた。そこでは次のように述べられていた<sup>(160)</sup>。

此の処置たる一つに支那の独立並に主権を尊重し其の国力の自由なる向上発展を期待する善隣国民の至情に出てたるものなり、日本国民は本決定か華府会議決議の精神に副ふ所以なることを確信すると共に、支那政府に於ても特に支那在留外国人の生命財産の保護に付き今後遺漏なきを期し、以て再び過去に於けるか如き不幸なる事態を繰返さざるべきを切望するものなり

正式通告の前、五月二〇日に小幡公使は中国側に漢口よりの撤退を決定したことを、自分が政府に提議し内田外相が賛成したもので、だいぶ前に決定していたものであること、それが奉直開戦（四月二九日）の混乱により実行されなかったもので自発的なものであると伝えた<sup>(161)</sup>。

無線電信施設については、すでに一九二一年一〇月二日の閣議決定で「在支外国軍隊駐屯の必要上支那に設置せられたる外国軍用電信は、外国軍隊の撤退と共に之を廃止することに同意せられ差支なし」<sup>(162)</sup>とされており、漢口についても軍隊撤退と同時に撤去する原則を日本は表明していた<sup>(163)</sup>。

通告約一ヶ月後の七月二日に中支那派遣隊は漢口より全部の引き上げを終わった。電信

<sup>(159)</sup> 「漢口駐屯軍撤退二関スル件」一九二二年四月二〇日（同前、九頁）。

<sup>(160)</sup> 同前、三～四頁。

<sup>(161)</sup> 一九二二年五月二〇日総長会晤日本小幡公使問答（「撤退駐漢口日軍案」03-33-055-01-008、「太平洋会議案(二)B撤退外国軍警」03-39-026-01-019）、一九二二年五月二四日総長会晤日本小幡公使問答（『中日関係史料 軍事外交交渉 民国七年至十五年』二八四頁）は二四日としている。

<sup>(162)</sup> 一九二一年一〇月二日閣議決定（『日本外交文書 ワシントン会議』下巻二四頁）。

<sup>(163)</sup> 一九二一年一二月一五日収美京顧施王代表電（「太平洋会議案(二)B撤退外国軍警」03-39-026-01-006）。

施設も、軍隊撤退後しばらくして撤去されたようである<sup>(164)</sup>。

#### 支那駐屯軍撤退提議と減兵の実行

さてワシントン会議での議論は、列強諸国軍の中国からの撤退の方向性を生み出すことにもなった。イギリスのバルフォアは、会議終了直前の二月一日総会において威海衛還付を声明、条件は追って協定すると演説した<sup>(165)</sup>(ちょうど翌年に二五年の租借期限が迫っていた。還付が実行されたのは一九三〇年)。そして会議後には、経費削減のため華北に駐屯する兵力を五〇〇人に減らすというような情報も伝えられた<sup>(166)</sup>(確認していないが、このような大規模な減兵は実際にはなされなかったようだ)。

またアメリカも天津より撤退すると四月には報じられていた<sup>(167)</sup>。このように列強諸国は、中国の主権を尊重して軍隊を引き揚げる方向で動きつつあった。四月二〇日の児玉中佐による漢口撤退申し出の際に、支那駐屯軍減兵に関してアメリカなどに先を越されることは不利だと述べていたのは、この情報が伝わっていたからだと推察される。

この時期、中国情勢が安定していたわけではない。むしろこの時には奉直戦争で天津に戒厳令が發布され、北京・海浜間の交通が危険にさらされていた最中のことであった。それにもかかわらず、小幡が奉直戦のことに言及しながら漢口派遣隊の撤退を通告したように、列強は中国から撤退の方向を向いていた。

この奉直戦争に際しても六回にわたって司令官会議が開催され、一九二二年四月二六日の司令官会議では、以前(一九一一年・一九二〇年)と同じように鉄道沿線の重要な停車場・橋梁その他に軍隊を配置することが決議され、五月五日の会議では軍用列車を準備することになった<sup>(168)</sup>。そして五月七日の第三回会議では、白河を呉佩孚軍が下航し天津に向かうという情報が入ると、武装したものの通行を不許可とするなどの決議がなされている。また直隷軍が日本の鉄道守備を妨害しているとして日本は天津から秦皇島に向けて三個中隊を出勤させたりしている<sup>(169)</sup>。列国駐屯軍は、まさに活動最中であった。

日本が漢口派遣隊の撤退を決定したのと同じ時期、五月二四日の北京公使団会議で、イギリスは支那駐屯軍の撤退について言及し、小幡公使も主義上賛成と述べた。しかしフランス公使は、「引揚実行の際は最終議定書の駐兵の権利を留保する旨支那政府に通告するも一案なるべきも、一旦引揚げたる上は再び駐兵するは困難なるべし述べ、仏国としては目

(164) なお撤退後の駐屯地跡地を日本人が利用していることが問題化している(一九二三年七月一九日収湖北交渉員呈『中日関係史料 軍事外交交渉 民国七年至十五年』三〇六頁)。

(165) 一九二二年二月二日内田外相宛ワシントン会議全権電(『日本外交文書 ワシントン会議』下巻六〇六頁)。

(166) 一九二二年二月一四日駐英朱代弁電(「撤退駐華外兵案」03-15-001-01-061)。

(167) 一九二二年四月二〇日内田外相宛佐分利代理大使(『北支駐屯軍関係一件』第二冊)。

(168) 支那駐屯軍司令部「奉直戦二伴フ列国軍司令官会議ノ経過」一九二二年一〇月(「各国内政関係雑纂・支那の部・奉直戦争」1・6・1・4 2 13、B03050249400)。

(169) 一九二二年六月二三日内田外相宛吉田天津総領事電(『日本外交文書 大正十一年 第二冊』三七九頁、外務省、一九七六年)。

下の場合撤兵を難し」というような反対意見を表明した<sup>(170)</sup>。

しかし、この時に日本は本気で支那駐屯軍の撤退を考えていた。五月三〇日の閣議で、次のように決定し小幡公使に電訓したのである。〔 〕内のA B C Dは、論述を進める便宜上で付け加えたものである<sup>(171)</sup>。

帝国政府は〔 A 〕北支駐屯軍を列国と共に撤退するに何等異存なき旨〔 B 〕適當の機会に英国公使に言明せられ其結果電報あり度し、〔 C 〕尚帝国政府に於ては本件に關聯し日本の支那に対する同情及誠意を示すと共に、此機に於て世界に対し帝国の公明なる態度を十分に表示することと致度考に付、貴官は〔 D 〕本件を促進する様御措置相成度し

この決定は、五月二七日の閣議で下打ち合わせがなされたものを、陸軍省・参謀本部の意見（児玉中佐が伝達）を入れて修正されたもので、ほんらいの文書には、〔 A 〕「漢口撤兵声明の趣旨と同一の精神に基き」という文言と、〔 B 〕「議定書規定の権利は之を留保し置く旨」、〔 D 〕「提議者たる英国公使を助け」という部分が含まれていた。Aは漢口と華北は駐屯の経緯が違うという認識を、Bは議定書の問題には敢えて触れないという認識を示したかったのだらうと推察される。しかし陸軍も公式に賛成を表明したのである。

しかしこの訓令を小幡公使は一ヶ月経っても行わなかった。その理由を小幡は、英国公使の病気と自身の山東視察旅行のためだと述べているが、列国の足並みを揃えることを重視した小幡の姿勢にも原因していた。それは、この間に内閣が高橋是清内閣から加藤友三郎内閣に代わった時に、内田外相（留任）が行った外交政策に関する発言に起因するものであった。内田は外交方針に変化はないと表明したのだが、その中で漢口よりの撤兵が近く実行されることと、「北支駐屯軍撤退に就ては既に小幡公使に対し公使団会議に附議せしむべく電訓」したことを明かし、さらに「該駐屯軍は義和団会議の結果に拠るものなれと、支那の秩序安定せは各国とも撤兵に異議なかるへしと思惟す」と、各国に根回しすることなく積極的な態度を示してしまったからである<sup>(172)</sup>。

内田は撤退を提議する文章の閣議決定の際に、〔 C 〕以下文末までの箇所（〔 D 〕を含む）について、埴原正直次官から削除した方が良いというアドバイスを受けた時に、「此儘にて差支なし」と主張しそのままとなったことがあった。この箇所は日本の対外政策が、中国に好意的であることを積極的に示した箇所である。また陸軍側の意見により〔 B 〕および〔 D 〕の「提議者たる英国公使を助け」という部分が削られた。これらにより「列国と共に撤退」と書かれてはいるが、提案の文意は、英国公使に相談せよということが主眼ではなく、日本は単独でも撤退を行う意志があることを示したようなものになった。内田は、この訓令を発する際に、「米国にだし抜けをくわさる様注意すること」と注記しており、アメリカ軍撤退が伝えられるなかで（註 167 の箇所）日本は率先して撤退するのが良いと本

(170) 一九二二年五月二五日付内田外相宛小幡西吉公使電報（『北支駐屯軍關係一件』第二冊、および「支那南北軍衝突事變二關スル各國ノ態度一件」5・3・2・148、B08090294000）。

(171) 「大正十一年五月卅日閣議決定」（『北支駐屯軍關係一件』第二冊）。

(172) 「六月十三日午後六時三十分發 内田外相八本日午後外務記者団二対シ左ノ如ク語レリ」（同前）。「日本政府から北支撤兵主唱」（『読売新聞』一九二二年六月二日）というような記事も出ていた。

気で考えていた可能性が高い。これは対中政策において日本が主導権を握ろうとするものであったが、いっぽうでは小幡が躊躇したように、ある意味での国際協調からの逸脱（英米を出し抜く日本の行為）であった。

小幡公使は、日本が「予め英国側等と打合せをも為すことなく、我国単独に此の種の声明を為すか如きは、英国其他の関係国を出し抜きたる感有之、聊か穩当を欠くやに思考」される、「此の種の問題は、当地に於て列国協調の見地上頗る機微の取扱を要するもの」だとして、公使館付武官パルマーと東乙彦との間で日英両国が共に自国軍を撤退させるという情報がないことを確認しあった電報を転電してきている<sup>(173)</sup>。

その後、小幡は非公式な場で撤兵について話し、英国公使から駐屯軍は現状維持を命じられているという返答を得たため、正式に提起することができず、そのままとなってしまったようだ。ある新聞は以上の経緯を、内田外相が青島守備隊・漢口派遣隊・シベリア駐屯軍を撤回することを声明し「軍閥主義侵略主義の悪名を漸次内外より洗去らんと欲」していたので、「関係各国の意見如何を顧みるに違あらず即日閣議に提出し各国に先んして遽に北支那駐屯軍撤退の声明を発表することを決定した」と報じていた<sup>(174)</sup>。このようにして支那駐屯軍撤退の機会は失われたのである。もしこの時に、単独で撤退を実行していたら盧溝橋事件は起こらなかったかもしれない。

だが実際には日本の支那駐屯軍は、八月に増加派遣隊（一個大隊）を撤退させ、新たな部隊の派遣をしなかったことにより三個中隊体制（六〇〇人規模）に復することになる。これは表面的には七月二八日の「軍備整理要領」にもとづく整理（八月に平時編制の改正がなされた）によって、すなわち山梨軍縮の一環としてなされたものである。「革命動乱に次くに張勳の復辟或は安直戦・第一奉直戦となりて常時増加部隊の派遣となりありしか、陸軍編成改革に依り茲に軍は本来の編成に復」することになったと後の調査資料はまとめている<sup>(175)</sup>。しかしこれは支那駐屯軍の撤退に動いていた流れの一部であり、日本が率先して好意を示すことにより対中政策を有利に導き、あるいは取り引きの交換条件として利用しようとする外務省、そしてそれに同調することになった陸軍の姿勢の表われであったことはいままでのない。

さらに翌年には奉天以南の満州独立守備隊撤退が行われるなど<sup>(176)</sup>、駐屯軍を撤退・減少させていくような方向での列強協調は動いていた。日本とアメリカが減兵の方向にあったことは、表1の一九二三年の欄から確認できる。アメリカの兵数は、一九二二年中頃の

<sup>(173)</sup> 一九二二年六月二九日内田外相宛小幡公使（『北支駐屯軍関係一件』第二冊）。

<sup>(174)</sup> 「日本八駐屯軍撤退ノ提議ヲ中止ス（八月四日新聞報）」（同前）。中止のことは「北支撤兵見合 列国と交渉の上」（『読売新聞』一九二二年六月一三日）など、すでに報じられていた。

<sup>(175)</sup> 「支那駐屯軍兵力変遷表 昭和十一年一月調」（『密大日記 昭和十一年 第五冊』C01004192300）参謀本部「支那駐屯軍ノ交代其他二関スル命令ノ件」一九二二年七月二七日（『密大日記 大正十二年 六冊の内一』C03022596200）。

<sup>(176)</sup> 一九二三年一月一二日付上原宛田中国重書簡（（上原勇作文書研究会編『上原勇作関係文書』二六四頁、東京大学出版会、一九七六年）。

時点ではもっと少なく、八五〇人程度までいったんは削減されたようである<sup>(177)</sup>(七月一日までに全部撤退させる予算案が下院で削除されたため、完全撤退はなされなかった<sup>(178)</sup>)。イギリスも大戦後再び増加させた兵力を削減したようだ(表2の一九二二年の欄)。ただしこのような状況は、継続しなかったことも断っておかねばなるまい。ワシントン会議での外国軍隊撤退の議論の過程で施肇基全権も、国際法上において外国軍隊の駐屯は、「已むを得ざる非常の場合に限り一時之を許容し得べく事態終了と共に直に撤退せざるへからざるもの」と述べざるを得なかったように、中国の混乱に際して居留民保護などのために列強が出兵することを許容しており<sup>(179)</sup>、実際に表1の一九二八年の欄(第二次山東出兵の前後の兵数)に見られるように、北伐にともなう中国情勢の混乱の中で列強諸国の駐屯軍兵力は増加する。しかしそれはまた別の段階が始まったと考えたい。ここでは辛亥革命・第一次世界大戦から始まったサイクルが、一九二二年に一段階を終えたことを強調しておく。

### おわりに

いささか論述が長くなった。本稿をまとめると以下のようになる。日本陸軍は、辛亥革命の勃発当初から中国の要地として漢口に注目していた。陸軍を牽制する立場にあった海軍、特に川島令次郎司令官は、陸軍兵力の投入によって日本の行動が突出し国際協調を壊すことを恐れていた。日本は、イギリス、ロシアの派兵をチャンスととらえ、一九一二年一月に共同行動として漢口に中支那派遣隊を送ることになった。陸軍は対中政策の足がかりとするため当初から長期駐屯を構想しており、本格的な兵営を建設した。そして革命の鎮静後も陸軍が駐屯に固執した結果、他国軍の撤退後も唯一残留し列強のなかで突出する形となった。

いっぽう支那駐屯軍は、第一次大戦直前には各国と協調して減兵したが、対華二ヶ条交渉の際には増援が計画された。これは駐屯軍が、中国への威圧手段として利用できるという性格を持たされていたことを示している。一九一六年の袁世凱死亡時の中国政情の混乱に際して、日本の駐屯軍のみが増強され、その後の張勳復辟などの政情不安に備えることになった。これは大戦のために余裕がなかった列強諸国が、日本に頼った側面があった。しかし大戦終結後には、列強諸国は駐屯兵力を復活するとともに、安直戦争など中国の混乱に際して頻繁に司令官会議を開いて協調行動を取ることにつとめた。

第一次大戦中における日本駐屯・派遣軍の中国大陸における存在感の高まりは、中国政府の反発を招くことになり、パリ講和会議での提議、ワシントン会議での議題となる。いっぽう外務省では、寺内内閣期より中国に親善を表すための手段として漢口派遣隊の撤退を利用することを考えていた。ワシントン会議では中支那派遣隊撤退は決議されなかった

(177)「駐支米軍拡張」(『東京朝日新聞』新聞切抜一九二三年一月二三日、『北支駐屯軍関係一件』第二冊)、「米軍の対支活躍」(『中外商業新報』新聞切抜一九二二年一月二八日)では九四七人。

(178)「在支米軍撤退は議員の反対でオジャン」(『読売新聞』一九二二年三月二八日)。

(179)一九二二年一月八日内田外相宛ワシントン会議全権電(『日本外交文書 ワシントン会議』下巻二八九頁)。

が、中国主権の尊重を基調とする国際協調体制が形成されていくなかで、会議後、日本は自主的に漢口からの撤兵を決定した。このような決定は、第一次大戦中に日本が国際協調政策から逸脱して中国政策を積極化させ内政干渉をしていたものから、中国の独立と主権を尊重し中国の発展を期待するという新たな対中政策への転換の一部をなしていた。そしていよいよワシントン会議前後に日本は、大戦中に重みを増した支那駐屯軍を各国に率先して撤退させることまでをも考えるようになる。この点については、対中政策において優位な立場を築きあげようとした寺内内閣期における外務省の政策をリファインするものであったように感じられる。そしてそれは、ある意味では中国を犠牲とした体制を日本が壊していくことであり、国際協調から逸脱する行動であったかもしれない。そういう側面があったから、陸軍も日本が率先して駐屯軍を引き揚げることに同意したのかもしれない。

ただしこれが陸軍の一致した意見でなかったことは、たとえば宇垣一成（当時は教育総監部本部長）の日記から窺えることでもある。宇垣は、山東・漢口・シベリアからの撤兵が実現したことについて「帝国の自主的に遣りたるものは之れで全く皆無となり次第である〔中略〕国威国権の窘縮日に加はる。任那日本府撤退の如き事実が眼前に映じて実に慨歎に堪へぬ」<sup>(180)</sup>と、辛亥革命から第一次世界大戦中に日本が「自主的に遣」ったことが、まったく失われたという認識を示している。

なお先のことであるが、列国の華北における駐屯軍兵数は、北伐への対応と混乱（日本の場合は山東出兵）で大きく変化する。その後日本については、満州事変時に一時的に増加がなされたりしている。盧溝橋事件が発生した一九三七年末の駐屯兵力は、イギリス七五二人・アメリカ八〇〇人・フランス一五二四人・イタリア二八〇人であったという<sup>(181)</sup>。これに対して日本は、その前年である一九三六年五月に駐屯軍を大幅に増強改編し、一年交代制を永駐制とし、駐屯軍内に支那駐屯第一聯隊・第二聯隊（戦車隊・騎兵隊・砲兵聯隊を含む、以下略）を置いた。これは歩兵一〇個中隊を中心とする一七七一一人から五七七四人への約三倍の増強であった。そしてこの増強は、イギリス・フランス・アメリカ公使に対して通告はなされたものの公使団会議や司令官会議での相談はなく、中国政府にも通告はせずに規模的にも今までにはなかったような大規模なものであった<sup>(182)</sup>。それまでの日本の増兵は、いずれも撤退を前提にした増派であった。それが常駐体制となったのである。山東出兵や満州事変・上海事変を経過し、一九二七年の二個中隊増設（これは第一次若槻内閣の決定である）、一九三二年の飛行部隊設置、一九三三年の五個中隊増派と増設を経た後のことであり、これはさほどの変更と意識はされなかったかも知れないが、北京最終議定書の枠組を無視するものであった。

増強にあたって各国駐屯軍の変遷を調査した人物は「定数外増加の場合、関係国外交当

<sup>(180)</sup> 角田順校訂『宇垣一成日記1』三七五頁（みすず書房、一九六八年）。

<sup>(181)</sup> 伊藤斌編（植田捷雄起草）『支那に於ける外国行政地域の慣行調査報告書』一〇三頁（東亜研究所、一九四二年）。

<sup>(182)</sup> 防衛研修所戦史室編『戦史叢書・第八六巻・支那事変陸軍作戦 1』七一～七二・七八頁（朝雲出版社、一九七五年）。

局若は軍隊指揮官の間に何等かの交渉を要せし事実なく、自国の立場及軍の状況に依り列国は適時増減を実施しあり、故に我支那駐屯軍も必要に応し列国協議することなく任意増減差支なきものと認めらる、尚増加を継続する中に夫か定数兵力となりあるの状況なり」と結論を下している<sup>(183)</sup>。定数の定義は明確ではないが、事実においては、北京最終議定書による議定兵力を超える事態は、一九二二年までは議定兵力が極端に小さかったアメリカ以外にはなく（ロシアとイギリスが超えたことはあったが一時的であった）、中国情勢の変化に応じて外交団会議や司令官会議が開催されて対応策が決定され、それに列強は従っていた。第一次大戦中に日本のみが華北で増兵し漢口に軍隊を駐留し続けることができたのは、一つには日本の積極的な対中姿勢によるものであったが、これとてまったく列強を無視して行われたものではなかった。しかし、そのような感覚は一九三六年には失われていたのである。これは北京議定書体制が崩壊していたことを表すものであった。そういう意味で盧溝橋事件の勃発は象徴的である。役割を終えた支那駐屯軍は日中戦争の勃発とともに廃止され、一九三七年に、似た名前ではあるが性格の異なる北支那方面軍に改編されていくのである。

## 【参考史料】

### 漢口駐屯軍問題

関島書記生撰

#### 一、派遣並撤退ノ経緯

明治四十四年未革命動乱發生シ湖北八其ノ策源地トナリ秩序紊レタルヨリ帝国政府ハ漢口ニ海軍陸戦隊ヲ上陸セシメ各国陸戦隊ト共ニ同居留地防衛ノ任ニ当ラシメタルモ日久敷ニ互リテ陸戦隊自身不便ヲ感スルノミナラス軍艦ノ移動モ自由ナラス且冬期減水中大形軍艦ノ碇泊困難ナル事情ニ顧ミ政府ニ於テハ同年十二月中前記陸戦隊二代フルニ陸兵ヲ駐屯セシメ帝国領事館及臣民ノ保護ニ任シ且必要ニ応シ我利権擁護ニ当ラシムルコトニ決定シ中清駐屯軍司令部歩兵二中隊歩兵機關銃隊一隊、患者收容班一隊總計六百九十一名ヲ同地ニ派遣セリ而テ該部隊ハ翌四十五年一月一日ヲ以テ漢口ニ到着シ一先ツ日本租界内ニ於ケル最良住宅ノ大部分ヲ借入レ屯營シタルモ此等家屋ハ多クハ狹隘ニシテ且衛生状態不良ナルノミナラス永ク居留民ノ住宅ヲ占有スルトキハ彼等ニ取り不便尠カラサルヘキヲ察シ新ニ兵營ヲ建築シ軍隊ヲ移駐セシムルコトニ決定セリ

最初右候補地トシテ競馬場附近大谷伯所有地及元白耳義租界内ノ土地ヲ選定シタルモ共ニ支障アリ然ルニ一方下流地方ニ避難シタル居留民ノ帰還スルニ及テハ兵營建築ノ必要益々切迫セルヲ以テ四十五年八月競馬場附近大倉所有地（居留地外）ニ位置ヲトシ清国事件費ヨリ五六九、一七九円ノ支出ヲ決定工事ニ取掛ルコトナレリ

而シテ右兵營建物ノ起工ハ甚シク支那側ノ神經ヲ刺戟シ我方ニ照会アリ結局我方ハ兵營ニ関シ租界内ニ適当ノ場所ナキ為已ムヲ得右ノ措置ニ出テタルコトヲ説明シタルニ支那側ハ軍隊ヲ居留地外ニ移駐セシムルコトハ各国駐屯軍ニ惡例ヲ胎スノミナラス武漢官民ノ反感ヲ煽ル慮アルニ付之ヲ阻止セラレタシト要求セルモ我方ハ之ヲ肯セス後無線電信台ヲモ建設セリ

大正六年湖北省議會ノ請願ニ基キ參議院ノ議題トナルタルコトアリ林公使ハ北支山東漢口ノ各駐屯軍ノ撤退カ日支兩國關係ニ裨益スル所以ヲ力説シ政府ニ進言スル所アリタルモ一方軍側ニ於テハ其ノ時機ニ非ラステ強ク駐屯ノ必要ヲ主張シ其ノ儘トナリタリ

其ノ後大正十一年四月華府會議ニ於ケル情報ニ鑑ミ我方ハ漢口駐屯軍撤退ヲ適當ト認メ陸軍亦之ヲ肯シタルニ依リ同五月六日ノ閣議ヲ以テ之ヲ決定シ五月三十日在支公使ヲシテ左ノ如ク北京政府ニ申入レシメタリ

日本国政府ハ從來支那朝野ノ屢次表明セル支那駐屯外国軍隊撤退ノ希望ニ滿腔ノ同情ヲ表シ、偏ヘニ支那上下ノ誠意ト努力トニ信頼シ茲ニ速ニ我漢口駐屯軍ノ撤退ヲ行フコトニ決シタリ此ノ処置タルーツニ支那ノ獨立並ニ主權ヲ尊重シ其ノ国力ノ自由ナル向上發展ヲ期待スル善隣國民ノ至情ニ出テタルモノナリ日本

<sup>(183)</sup> 『北清事變後列国軍指揮官會議ニ於テ決議セシ北支那駐屯列国軍兵力表』の欄外、一九三六年一月（「昭和十一年密大日記 第五冊」C01004192300）

国民八本決定力華府會議決議ノ精神ニ副フ所以ナルコトヲ確信スルト共ニ支那政府ニ於テモ特ニ支那在留  
外国人ノ生命財産ノ保護ニ付キ今後遺漏ナキヲ期シ以テ再ヒ過去ニ於ケルカ如キ不幸ナル事態ヲ繰返ササ  
ルヘキヲ切望スルモノナリ

漢口ニ派遣セラレタル列國陸軍兵力

英國 將校一〇、士卒一五二、砲二、(四四、一二、一四着)

露國 將校 五、士卒二七二、砲四、( " 、 " 、 五着)

日本 將校二八、士卒六九一、 (四五、 一、 一着)

## 二、漢口撤兵後始末

帝國政府ハ支那獨立並主權ヲ尊重シ其国力ノ自由ナル発達ヲ庶幾スルノ見地ヨリ支那駐屯外國軍隊撤退ニ  
關シ從來支那朝野ノ屢次表明セル希望ニ滿腔ノ同情ヲ表シ以テ速ニ我漢口駐屯軍ノ撤退ヲ行フノ事宜ニ適  
スルヲ認メ五月六日ノ閣議ニ於テ右撤兵實行ヲ決議シ五月三十日在支公使ヲシテ右趣旨ヲ支那政府ニ通告  
セシメ併セテ日本國民八本決定力華府會議ノ精神ニ副フ所以ナルコトヲ確信シ從テ支那政府ニ於テモ特ニ  
支那在留外国人ノ生命財産ノ保護ニ付今後遺漏ナキヲ期シ以テ再ヒ過去ニ於ケルカ如キ不幸ナル事態ヲ繰  
返ササルヘキヲ切望スル旨申入レシムルト共ニ同日午後帝國政府ハ右ノ次第ヲ公表シタリ

右政府ノ決定ニ從ヒ中支那派遣隊歩兵第一大隊ハ殘務整理ノ為メ約一ヶ月ノ見込ニテ司令官及司令部員ヲ  
殘留セシメ其他全部七月二日正午漢口ヲ引揚ケタリ

同派遣隊撤退ノ善後処分トシテ軍用土地建物ハ在漢口總領事ニ其管理ヲ委任スルコト該軍用財産ノ処分ハ  
陸軍省ト協議ノ上外務省ニ於テ立案スルコト存<sup>(37)</sup>撤兵後ハ如何ナル形ニ於テモ陸軍武官ヲ漢口ニ駐在セシ  
メサルコト等陸軍側ト内協議ヲ遂ケタルカ七月十一日閣議ニ於テ本件善後処分ニ關シ左記三項ノ決議アリ  
タリ

一、無線電信ノ設備ハ派遣軍隊ト共ニ処分セラルヘキ旨過般華府會議ニ於テ我方ヨリ声明シタル行懸リ

モアリ此際其設備全部ヲ陸軍ニ於テ撤去スルコト但シ其經費ニ付テハ陸軍省ト大藏省ト協議スルコト

二、土地建物及道路ノ処分ハ居留民團ト東亜同文會トノ間ニ其利用方法ニ付協議ヲ遂ケシメ其決定ハ外  
務省ニ於テ之ヲ行フコト但シ運動場設置ニ妨ケアル兵營建物ハ居留民團ニ於テ撤去シ差支ナキコト

三、右土地建物並道路ハ其維持ニ關スル条件ヲ提出セシメタル上之ヲ民團若ハ同文會ニ貸下クルコト  
右決議第一項無線電信撤去ノ為メニハ陸軍側予算ニ依レハ八ヶ月ノ時日ト廿万円ノ費用ヲ要スル趣ニテ該  
費用支出方ニ付目下陸軍省ト大藏省トノ間ニ協議中ナリ

第二項土地建物ニ付テハ大体東亜同文會及漢口居留民團ニ分割貸下ケテ前者ニハ同會經營ノ學校拡張ノ為  
後者ニハ公園、運動場、青年會館、義勇隊本部及其教練場設置ノ為メ利用セシムル方針ナリ

大正十一年四月二十日

## 漢口駐屯軍撤退ニ關スル件

一、支那ニ於ケル外國軍隊ニ關シテハ華府會議ニ於テ之ノ決議採用セラレ其結果支那政府ノ要求アルトキ  
ハ何時タリトモ支那代表者ト協調シテ關係諸國ノ代表者ハ外國駐屯軍撤退ノ見地ヨリ支那カ外國人ノ生  
命財産ノ安全ヲ保障スルニ足ルヘキ情況ニアルヤ否ヤニ付調査ヲ行フコトニ決定シタル処元來本決議ハ  
支那全權ノ提案ニ係リ主トシテ日本軍隊ノ撤退ヲ迫ララムトスルノ意ニ出タルモノナリ今後若シ本問  
題ニ付キ帝國政府ニ於テ拱手傍觀ニテ時勢ノ動クニ放任シ支那カ進ムテ此決議ニ依リ手續ヲ取り其ノ結  
果結局我駐屯軍撤退ノ余儀ナクセラルルカ如キ狀況ニ立到ルニ於テハ折角華府會議ヲ期トシテ新生面ヲ  
啓カムトスル我對支政策ハ甚シク不利益ヲ蒙ルコトトナルヘシ從テ我支那駐屯軍ノ撤退ニ付テハ右決  
議ノ手續ヲ俟タス我國ハ他國ニ卒<sup>(38)</sup>先シテ態度ヲ表明シ以テ我カ對支政策ノ全般ニ對シ好影響ヲ与フル  
ノ手段ヲトルコト肝要ナリ若シ夫レ支那ノ政況ニ至ツテ八十年一日ノ如ク變轉常ナク其絕對安定ヲ見ル  
ノ日ハ殆ト逆賭シ難ク而シテ我在支居留民ノ<sup>(39)</sup>地命財産ノ安全ノ程度ハ現在ニ於テモ亦數年前ニ於テモ  
何等變ルコトナク又近キ將來ニ於テモ何等變更ナルヘキコト殆ト疑ヲ容レサルニ其ノ絕對安全ヲ期シ  
得ル時期ヲ待ツヨリモ寧ロ本問題ハ之ヲ政策ノ運用ニ依リテ決スルコトトセサルヘカラス況ンヤ支那ニ  
我駐屯軍ヲ存置ストモ之ヲ以テ絕對ニ我居留民ノ生命財産ヲ保護シ得ルト謂フコト能ハス而シテ又我國  
ハ居留民ノ保護ニ付テハ必要ニ應シ直ニ適當ノ方法ヲ講シ得ル地位ニ在ルニ於テヤ

以上ノ見地ヨリ何等條約ノ根拠アルニモ非ル我漢口駐屯軍ノ撤兵ハ速カニ之ヲ實行スルコト得策ナリ

二、漢口駐屯軍撤退ニ關シテハ別添申出ノ如ク陸軍側ニ於テ進ムテ之ヲ決行シタキ意嚮ヲ表シタルニ依リ  
外務省トシテハ政策ノ見地ヨリ何等支障ナク之ヲ行フコトヲ得ル順序ナリ

三、漢口駐屯軍撤兵ノ時期ハ可成速カナルコト然ルヘク特ニ近ク開始セラルヘキ山東細目交渉ニ際シテハ  
必ス日支双方ニ於テ主張ノ懸隔ヲ生シ談判ノ進捗ニ困難ヲ生スルコトアルヘキハ今ヨリ想像ニ難カラサ  
ルカ此等ノ場合ニ備フル為メ日支間ノ全局ニ亘リ絶エス良好ナル空氣ヲ造リ置クコトハ著シク我立場ヲ  
有利ナラシムヘシ



故ニ山東撤兵ノ結果極メテ満足ナル状態ヲ理由トシ並支那ノ独立及主權ヲ尊重シ支那国力ノ自由ナル  
発達ヲ庶幾スル我誠意ヲ表示スルモノトシテ山東撤兵終了（五月初旬）後直ニ漢口撤兵ノ声明ヲ発スル  
コト最モ時宜ニ適応スルモノト思考セラル

四、陸軍側ハ支那駐屯軍撤退ヲ以テ西比利亞撤兵問題ニ於ケルカ如ク対外的宣伝ニ用ヒムトスルノ傾向アル  
ニ依リ漢口撤兵ノ声明ノ如キモ先ツ予メ外務省ニ於テ用意シ陸軍省ト打合ノ上發表スル迄ハ全然秘密  
ノ取扱ヲ為シ置クコト対内關係ハ勿論對外關係ニ於テモ極メテ必要ノコトナリトス

五、上記ノ趣旨ニヨリ別紙ノ如ク漢口撤兵ニ關スル声明案ヲ起草セリ尚支那ニ對シテハ本件ニ關スル通告  
ヲ為スノ必要アルヘク且漢口ニ於ケル兵營、無線電信ノ処分ニ付テモ同時ニ審議シ陸軍省トノ間ニ打合  
ヲ遂クルノ必要アルヘシ

漢口撤兵ニ關スル陸軍側意嚮申出

四月二十日児玉中佐來訪別記用談ノ後漢口撤兵ノ問題ニ付キ御話シタシトノコトナリシニ付直ニ芳沢局長  
室ニテ局長、小村參事官、重光書記官ニ於テ説明ヲ聴取シタリ

- 一、児玉中佐ハ陸軍側ヲ代表シ命ニ依リ漢口撤兵ニ關スル陸軍ノ意向ヲ申上ケト前提シ〔傍点原文〕
- (イ) 陸軍省ノ意向ハ漢口撤兵ニ付テハ何等異議ナク寧ロ一日モ速カニ之ヲ決行シタキ意見ナリ華盛頓  
會議ノ決議ニ依リ列國共同ノ調査ノ結果撤兵ヲ強ヒラルルコトヨリモ寧ロ進ムテ自主的ニ出来得ル  
丈ケ速カニ撤兵スルコト利益ナリト思考ス
  - (ロ) 之ニ對スル參謀本部ノ意向モ國策上撤兵モ有利ナルニ於テハ用兵上何等之ニ關シテ異議ナシトノ  
コトナリ  
即チ陸軍トシテハ山東撤兵ノ極メテ良好ナル狀況ニモ顧ミ速カニ撤兵スルコトニ何等異議ナシトノコ  
トナリ  
ト説明シタリ

二、之ニ對シ芳沢局長ハ陸軍側ノ御意向ハ篤ト諒承セリ支那ノ政情不安定ハ去年モ一昨年モ又今年モ何等  
変ルコトナク最近特ニ不安ヲ感スルニアラサルノミナラス華盛頓會議決議ノ趣旨ニ依リ速ニ漢口撤兵ヲ  
行フコト然ルヘク其撤兵ノ時期ニ關スル正式ノ御返事ハ上司トモ御相談ノ上後日回答致スコトシ陸軍  
側ニ於テ上記ノ如ク決定セテラルハ外務省ノ方針ヲ決スル上ニ於テモ頗ル好都合ニテ感謝ノ意ヲ表ス  
トテ支那ノ事情並ニ我對支政策ノ全局ニ亘リ述スル所アリタリ尚小村ヨリモ種々説明ヲナセリ結局本件  
ハ極メテ有効ニ之ヲ外部ニ發表シ又其実行ヲ最モ有益ニ利用セサルヘカラス且ツ陸軍省及外務省ノ一致  
シタル態度ヲモ外部ニ發表シタキニ付キ本件ニ關スル閣議決定ノ上正式發表スル迄ハ全然極秘ノ取扱ヲ  
スルコトニ打合ヲ為セリ

尚児玉中佐ハ陸軍側正式ノ申出ニハ非ルモ自分ノ考ニテハ北支駐屯軍ノ撤退モ外務省ニ於テ政策上必要ト  
アラハ陸軍側ニ於テ何等故障ナキ見込ナリ、米國側其他ヨリ先ヲ越サルルハ却ツテ不利トモ考エラル、又  
在留民保護ノ如キハ駐屯軍ヲ撤スルモ我國ハ必要ニ應シ何時ニテモ保護ノ方法ヲ講シ居ル地位ニ在リ云々  
ト語レリ

〔外務省箋十四枚にタイプ、東洋文庫所蔵〕

〔付記〕本稿は麗澤大学経済社会総合研究センターにおける平成 19 年度研究プロジェクト「戦前期中  
國における日本の駐屯軍・派遣隊と国際社会 中清派遣隊」(櫻井良樹)および同平成 20  
年度研究プロジェクト「近代日中関係(中日関係)の担い手に関する研究 中清派遣隊と満鉄  
調査部」(王屏・櫻井良樹)の研究成果の一部である。